

基本計画

第1章 雲南市教育の推進体制の構築

1. 開かれた教育行政の推進

「教育基本法」や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下『地教行法』）」の改正において、「学校・家庭・地域の連携・協力」や「教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実、教育における地方分権の推進」等について明記されました。

こうした社会や時代の要請に対応し、本市においては、「学校支援地域本部事業（ 1）」の実施など、学校・家庭・地域、さらには行政が連携して、将来を担う子どもの育成に努めてきました。

市教育委員会は、今後も学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を着実に果たしていくことはもちろんのこと、連携・協力して子どもの育成に努めます。

（1）教育委員会の組織及び運営等の改善

地教行法の改正により、教育委員定数の弾力化や、委員に保護者を選任することが義務化されるとともに、文化・スポーツの事務を首長部局が担当できるようにすることなど、教育における地方分権の推進が図られたところです。

こうした中、本市においては、教育委員の定数の改善や、事務局体制の強化、情報提供の充実など、教育委員会の組織及び運営の強化を図ってきました。今後も社会や時代の要請に応じて、組織及び運営の改善を図っていきます。

教育委員の選任における多様な人材登用の推進

地教行法の改正に対応して、本市においては委員定数を1名増員し6名にするとともに、保護者の委員を選任しました。今後も社会の要請等を鑑みながら、多様な人材登用を図るなど、教育委員会の活性化を図ります。

教育委員会の点検・評価と情報公開の推進

地教行法の改正により、教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うことが明記されました。今後は、「教育と子育てを考える市民会議（ 2）」を市教育委員会の外部評価機関として活用し、点検・評価を行います。また、平成20年度から市教育委員会のホームページを開設し、積極的な情報の提供・公開を行っており、今後もホームページのさらなる充実を図るなど、情報公開の推進に努めます。

教育行財政における首長と教育委員会の連携の強化

教育委員会は、首長から独立した行政委員会という位置づけをされています。今後もこれを尊重し、「首長からの独立性」「合議制」「住民による意思決定」の特性を十分に生かしながら、首長部局との連携をさらに強化し、施策の展開を図ります。

教育委員会事務局の体制の強化

町村合併以降、行政改革の推進とも相まって、教育分室の廃止をはじめ、「教育支援コーディネーター制度（ 3）」の創設など、事務局体制の強化を図ってきました。また、指導主事や派遣社会教育主事（前名称「地域教育コーディネーター」 4）など専門的職員を配置し、教育行政の質を高めてきています。市教育委員会は、今後も社会や時代の要請等に対応しながら、望ましい事務局体制の強化を図っていきます。

（2）学校と教育委員会との関係の強化

学校が幼児児童生徒・保護者のニーズや、社会や時代の要請にも対応した教育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接的に説明責任を果たしてい

くためには、学校に権限を与え、校長・園長のリーダーシップの下で、自主的な学校運営ができるようにすることが求められています。そして、教育委員会は、教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと、また学校間や地域間の連携の橋渡し役となることが求められています。

こうした中、本市においては、指導主事や派遣社会教育主事を教育委員会事務局に配置するとともに、教育支援コーディネーターを各中学校区に配置するなど、学校と教育委員会との連携や、学校間・地域間の連携を強化する人的な支援を行ってきています。市教育委員会は、今後もこれらを継続するとともに、学校の自主性を支援する諸手立てを講じていきます。

学校の裁量権限の拡大

昨今の厳しい財政事情の中、予算面における学校裁量の拡大を図ることは厳しい状況でした。市教育委員会は、今後、各学校の特色ある教育活動を推進するため、「ふるさと納税（ 5）」の有効活用など独自予算の確保に努めます。

学校評価の改善

学校教育法の改正により、学校は学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることとされました。本市の各学校では、自己評価はもとより保護者や地域住民等による学校関係者評価を積極的に行っています。各学校は、今後も主体的に評価活動を行い、学校運営の改善に努めます。

学校に対する教育委員会の支援の充実

市教育委員会は、学校現場の実態を把握し、指導の向上・改善を図るための指導主事の配置や、地域と連携した特色ある教育活動を支援していくための派遣社会教育主事の配置、学校間や地域間の連携を支援していくための教育支援コーディネーターの配置を行ってきました。さらに、平成 22 年度からは、各中学校区に「社会教育コーディネーター（ 6）」を配置し、学校・家庭・地域の連携を一層強化することにしています。今後もこれらの学校支援体制を継続・強化し、各学校が行う特色ある教育活動の支援を行います。

学校と教育委員会との連携の強化

本市の教育委員は、学校現場の意見を直接聞き、施策に反映できるよう定期的に学校訪問を行ってきました。また、市教育委員会が展開しようとする施策については、雲南市校長協議会（以下「校長協議会」）や雲南市幼稚園長会（以下「幼稚園長会」）において事前に説明し、学校現場の意見を聞きながら、施策に反映できるよう努力をしてきました。今後は、さらに意見を反映できるよう、校長協議会や幼稚園長会、雲南市小中学校教頭会（以下「教頭会」）、雲南市小中学校事務職員会（以下「学校事務職会」）等との連携を強化し、協働して施策の推進に努めます。

学校事務の共同実施の推進

複数の小中学校が共同して学校事務を行い、効果的・効率的で適正な事務処理体制を確立し、教員の事務負担を軽減することにより、自主的で自律的な学校運営を推進するため、現在全国的に学校事務の共同実施が進められています。本市においても事務処理方法等について、学校事務職会、校長協議会、教頭会と連携を図って検討し、取り組んでいます。今後も連携を強化し、全教職員の参画による学校運営を行うよう学校運営組織の改善に努めます。

教職員研修の充実

人権・同和教育や特別支援教育、小学校の外国語活動、キャリア教育など、市教育委員会が重点的に推進する教育活動について、教職員を対象とした専門的な研修を行ってきました。市教育委員会は、今後も継続して実施すると

ともに、学校現場のニーズに沿った内容を取り入れるなど研修内容の充実を図り、教職員の指導力向上に向けた支援に努めます。

(3) 保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係の強化

教育に対する保護者・地域住民の多様なニーズに応えていくためには、学校の管理運営や教育行政への住民の参画が求められています。本市においては、学校評議員の配置はもとより、各種検討会議への参画を広く一般市民に呼びかけており、今後も継続して、保護者や地域住民の積極的な参画を促します。

保護者・地域住民の参画の促進

学校経営に対する保護者や地域住民の意向を反映させるため、市教育委員会は、平成 17 年度から学校評議員を全小・中学校に配置しました。今後も校長の求めに応じて様々な角度から助言できる立場として、有効活用を図っていきます。

また、本計画の策定をはじめとする様々な検討会議には、保護者はもとより、広く一般市民からも参画を得ています。今後も継続して、保護者や地域住民の積極的な参画を促し、市民との協働による本市教育の推進に努めます。

保護者・地域住民等の学校への支援・協力の促進

学校は、「学校・園便り」等を通じて、学校の活動の様子を保護者や地域住民に情報提供し、活動に対する理解や協力・支援を呼びかけています。一方、保護者や地域住民がボランティアとして、学校教育活動を支援する取組も活発になってきています。

今後もこれらの活動が継続して行われるよう、市教育委員会は広報活動の充実など積極的な情報提供を行います。

P T A 活動の活性化と支援の充実

近年、家庭の教育力の低下が叫ばれ、P T A の役割や存在意義などが問われている中であって、本市の各 P T A においては、子どもの生活リズムの向上を図る取組や「お弁当の日」の実践など、特色ある活動が展開されています。また、本市の小・中学校と幼稚園では、それぞれ P T A 連合会が組織され、研修会を開催するなど、家庭の教育力の向上をめざした取組が展開されています。

市教育委員会は、今後もこうした自主的な活動を尊重するとともに、P T A 活動の活性化に向けた支援を行っていきます。

P T A と教育委員会との連携の強化

市教育委員会が行う事業の成果発表会と、雲南市 P T A 連合会が主催して行う研修会を発展・融合させ、平成 19 年度から「雲南市教育フェスタ(7)」として合同研修会を開催しています。今後も継続して実施するとともに、連携・協力体制をより一層強化していきます。

積極的な情報の発信

市教育委員会や学校は、教育施策や教育活動の説明責任を果たすため、地域住民に対して広報誌やホームページ等を活用して、積極的に情報を発信していく必要があります。現在、ホームページを開設している小・中学校は 28 校中 26 校、幼稚園は 16 園中 4 園となっており、市教育委員会は開設にあたって専門スタッフを派遣するなどの支援を行ってきました。今後すべての学校がホームページを開設し、定期的に更新できるよう支援・協力体制の充実を図ります。

保護者・地域住民からの要望への対応

本計画の策定をはじめ、パブリックコメント制度を活用し、広く市民から意見を募集しています。今後も地域住民の意見・要望が施策に反映できるよう、意見募集等を積極的に行います。

教育と子育てを考える市民会議の活用

平成 18 年度に地域住民や学識経験者からなる「教育と子育てを考える市民会議」を設置し、市教育委員会が抱える諸課題について協議の場を設定しました。しかし、会議の役割や位置づけが明確になっていないという課題が生じてきたため、今後は教育委員会の外部評価を行う組織として、効果的な活用を図ります。

2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備

近年の少子化により、本市の子どもの数は大幅に減少しており、子どもや保護者、地域を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。子どもの豊かな「育ち」や「学び」を保障していくため、子どもの出生数などを予測するなど長期的視野に立ち、地域の実状も考慮しながら、施設整備も含めた今後の学校の在り方について、実施計画を示し着実に実行していきます。

また、子どもが学校内外において、安心して学習や生活ができるよう、安全対策など教育環境の整備に努めます。

(1) 学校の適正規模・適正配置の推進

少子化の影響により本市の子どもの数が減少する中、平成 18 ~ 20 年の間に「雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置検討委員会」を組織し、望ましい学校の規模・配置に関する答申を受けました。この答申を基に、市教育委員会では、平成 21 年度に「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画に基づき、学校の統廃合など具体的な内容に関する実施計画を策定し、保護者・地域住民との対話を重ねながら、計画を着実に実行し、よりよい教育環境の整備に努めます。

(2) 学校施設整備の推進

平成 21 年度末現在、本市には 44 の学校施設(89 棟)があり、耐震化率は 76.4 %となっています。合併後、特に老朽化が激しい施設については改築を行い、耐震診断が必要な施設については、耐震診断を実施し、緊急を要する施設から補強を行ってきました。今後も幼児児童生徒の安全確保を第一とし、地域の防災拠点としての機能も備えた施設となるよう、計画的に整備を行っていきます。

学校施設整備計画の策定

学校施設の整備は、学校の適正配置に併せ、効果的・効率的・計画的に行っていく必要があります。市教育委員会は、今後「雲南市立学校適正規模適正配置実施計画」を策定するとともに、「学校施設整備計画」を併せて策定します。策定にあたっては、学校施設が地域の防災拠点としての役割も併せもっていることなども考慮して行います。

耐震化の推進

近年の大型地震により、学校施設の耐震性が大きく問われている中、市教育委員会は耐震診断を実施し、特に老朽化が激しく、耐震性の低い建物から補強を行ってきました。今後は、「学校施設整備計画」の中に、耐震化計画も盛り込み、年次計画に沿った整備を行っていきます。

(3) 学校施設の安全管理と幼児児童生徒の安全確保の推進

近年、学校の内外において、不審者が幼児児童生徒や教職員に危害を加える事件が多発しており、本市においても登下校中に児童生徒が不審者に声をかけ

られるなどの事案が発生しています。

こうした中、市教育委員会、学校、地域それぞれが、子どもを危険から守るための活動を行っているほか、連携した取組を展開しています。

今後もこうした活動を継続するとともに、さらに連携を強化し、子どもが安全に生活できる環境を整備していきます。

雲南地域子ども安全センターの充実

市教育委員会は、雲南警察署と近隣の奥出雲町、飯南町と「雲南地域子ども安全センター」を設置しています。センターでは、毎月スタッフによるミーティングを開催しているほか、地域住民による見守り隊の結成支援や、防犯・見守りボランティアの研修、不審者情報のメール配信等の活動を行っており、今後も継続して実施していきます。

危機対応の充実

本市の学校では、幼児児童生徒が登下校中などに不審者に遭遇した場合や、学校に不審者が侵入した場合の対処法など、防犯訓練を実施しています。学校は、今後も雲南警察署等関係機関と連携を図りながら、危機対応の充実に努めます。

登下校時の安全の確保

本市の各地域では、「子ども見守り隊」の結成など、登下校時に子どもを安全に見守る地域住民による組織が結成されています。一方、各学校では、保護者や見守りボランティアと一緒に「地域安全マップ」を作成するなど、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもの安全確保に努めています。

また、PTAなど様々な団体が防犯ステッカーを作成し、車に装着して啓発活動を行うなど、町ぐるみ、地域ぐるみで安全確保に努めており、こうした活動を今後も継続して行っていきます。

関係機関との連携の強化

地域全体で子どもの安全を確保していくには、関係機関との連携・協力は欠かせません。市教育委員会は、雲南地域子ども安全センターの活動を一層強化するとともに、児童生徒が登下校時に危険を感じた場合にかげ込むことができる「子ども110番の家」に指定されている事業所や民家、雲南警察署など関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保に努めます。

(4) 学校施設の地域開放の推進

現在、体育館や校庭などの学校施設を地域住民に広く開放しています。市教育委員会及び学校は、今後もこうした学校施設が、地域活動の拠点としての機能を発揮するよう継続して開放を行います。このほか学校は、コンピューター室や図書室など優れた教育設備を有しており、今後は地域住民への開放など、有効活用を図っていきます。

また、近年は多くの地域住民が、学校の様々な活動支援のため、学校を訪問する機会が多くなってきています。こうした地域住民の学校支援の輪を広げていくためにも、今後はさらに学校が地域活動の拠点としての役割も果たしていくことが求められています。したがって、学校は、地域住民が学校に訪問しやすくなるよう、空き教室を活用してボランティアルームやPTA活動の部屋を設置するなど、学校の地域開放を積極的に進めていきます。

(5) 安全・安心な学校給食の提供

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を幼児児童生徒に提供することにより、幼児児童生徒の健康の保持増進に大きな役割を果たしています。また、食に関する指導を効果的に進めるため、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、「生きた教材」として活用できる

ものであり、大きな教育的意義を有しています。

本市の学校給食は、徹底した衛生管理の下、地元産の食材の調達・確保に努め、地産地消を積極的に推進するとともに、食物アレルギーのある幼児児童生徒の実態に即した対応を行うなど、安全・安心な給食を提供しています。特に、地産地消率は、米、牛乳が 100 %、野菜は 6 学校給食センター平均で 40 % を超えています。

また、現在、学校給食センターの運営について、3 センターが市直営方式、3 センターが学校給食会への委託方式を採用しています。本市は今後、市直営方式を廃止し、民間事業者も含めた外部委託に移行していく方針を示しました。今後も安全・安心な学校給食を提供していくことができるよう、学校給食の外部委託に向けて慎重な協議を重ねていきます。

このように学校給食を取り巻く状況が刻々と変化していく中、市教育委員会は、責任をもって、これまでどおり安全・安心な学校給食を提供できるよう努めます。

3. 地域全体で教育の向上に取り組む仕組みづくり

教育基本法の改正を受けて、国が策定した「教育振興基本計画」には、社会全体で教育の向上に取り組むために、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化する」ことが明確に示されています。本市においても、中学校区を単位として「学校支援地域本部事業」を実施し、教育支援コーディネーターを中心に、学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもを育てる体制づくりに努めています。

今後は、「学校支援地域本部事業」で整備する連携・協力体制の下、学校を地域が支援する具体的な取組のさらなる充実を図ります。

(1) 学校・家庭・地域の連携・協力の強化

平成 18 年度から、市の職員を市内全 7 中学校区に配置する教育支援コーディネーター制度をスタートさせました。この配置はもとより、「学校支援地域本部事業」の実施により、学校・家庭・地域の連携・協力の動きが活発化してきました。また、平成 22 年度からは、社会教育コーディネーターを各中学校区に配置することにしています。

今後は、教育支援コーディネーターや社会教育コーディネーターが連携・協力して、学校・家庭・地域の連携・協力体制の強化に努めます。

地域が一体となった学校支援体制の整備・充実

「学校支援地域本部事業」により中学校区を単位とした「地域教育協議会」を設置しています。この協議会は、教育支援コーディネーターが中心となり、学校・家庭・地域の代表が集まり、学校・家庭・地域の「めざす子ども像」の共有化を図ったり、子どもの状況や中学校区に合った学校支援の在り方等について実践に向けた協議を行っています。今後はこうした組織を中心に、学校・家庭・地域が連携・協力した具体的な実践に発展できるよう、市教育委員会は支援に努めます。

雲南市こども応援団の整備・充実

平成 19 年度に取り組んだ「ふるさと雲南キラキラ未来プロジェクト(8)」において、地域の「人・もの・こと」の情報を検索できたり、学校の特色ある教育活動を紹介したりするWEBサイト「雲南市こども応援団(9)」の整備を行いました。現在、「学校支援地域本部事業」により、各小・中学校に配置した「地域コーディネーター(10)」が、各校区の「人・もの・こと」の情報を収集し、サイトの充実を図っています。

市教育委員会は、今後も学校が必要としている地域の情報を「雲南市こども応援団」に登録するとともに、各学校の特色ある教育活動を掲載するなど、効果的な活用を図っていきます。

学校支援ボランティアの充実

各小・中学校の地域コーディネーターの活動により、読み聞かせや学校の環境整備、登下校のパトロールなど、市民がボランティアとして学校を支援する動きが高まってきています。市教育委員会では、今後もこうした活動を支援するとともに、ボランティアの拡充を図るため、養成の機会や場を創出するなど、さらなるボランティア活動の充実に努めます。

生涯学習支援機能を備えた学校づくりの推進

近年、ふるさと教育や「『夢』発見プログラム」等の実践により、市民が地域講師として学校の教育活動に参画する機会や場が増えてきています。

こうした活動は、子どもがより深く学習し、その成果を高めることはもとより、市民がもっている専門的な知識や技能等、市民の学びの成果を発揮する機会や場としての機能も果たしています。このように学校は、子どもの学びの場だけではなく、市民の学びの場でもあり、学んだ成果を生かす場でもあります。今後もこうした活動を推進するとともに、学校は積極的に地域の人材を教育活動に生かしていくよう努めます。そして、市教育委員会は、社会教育コーディネーター等の配置を通して、学校と地域の連携・協力のさらなる推進に務めます。

(2) 高等学校との連携の強化

「『夢』発見プログラム」の策定に、市内の高等学校からも参画を得るなど、近年高等学校との連携を図っています。市教育委員会は、今後も各種会議等への参画のほか、様々な取組において、高等学校との連携を強化していきます。

(3) 高等教育機関との連携の強化

本市と島根大学とは包括協定を締結し、市教育委員会は、各種計画策定に関する委員や研修講師の派遣などの連携を図っています。今後も包括協定に基づき、さらなる連携の強化に努めます。

(4) 関係団体との連携の強化

文化ホールや体育館等の指定管理を受けている指定管理団体では、放課後や週末・長期休業における子どもの活動支援を行っています。また、中学生の職場体験学習の受入を行う民間企業、その他NPO法人などとも連携・協力を図り、様々な事業を展開しています。市教育委員会は、今後も協力して事業を展開できるよう、さらに連携を強化していきます。

-
- 1 「学校支援地域本部事業」とは、文部科学省の委託事業で、平成20～22年度を事業実施期間としています。本事業では、学校と地域との連携・協力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する機運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。具体的には、中学校区を単位とした「地域教育協議会」の設置や、学校と地域とを結ぶ「地域コーディネーター」の全小・中学校への配置など、学校支援体制の構築を図っています。また、地域コーディネーターが掘り起こす各種ボランティアによる学校支援を通して、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充、ひいては地域の連帯感の醸成、地域の教育力の向上が図られることを成果として期待されています。
 - 2 「教育と子育てを考える市民会議」とは、教育に関する学識経験者や子育て支援関係者、公募による一般市民からなる組織で、本市の教育及び子育てに関する将来的にあるべき姿の創造や、本市の教育及び子育ての充実に向けた施策の方向性、本市の教育及び子育てに関する問題・課題の解決に向けた具体的方策について協議をしています。

- 3 「教育支援コーディネーター制度」とは、市教育委員会の職員を中学校区に駐在・勤務させ、学校間や校種間の連携・交流、学校と市教育委員会との連絡調整などを行うものです。平成 18 年度には、小・中学生が夏季休業中に市民バスに自由に乗降できる「ふるさと雲南キョロキョロ探検パスポート(通称『きよるパス』)」の発行や「子どもの生活リズム向上のための調査研究」に取り組みました。平成 19 年度には、「『夢』発見プログラム」の策定、「雲南市こども応援団」の創設等を行いました。平成 20 年度からは、「学校支援地域本部事業」における中学校区内の運営・調整を行うなど、学校・家庭・地域が連携して取り組む様々な教育活動の連絡・調整役を担っています。
- 4 「派遣社会教育主事」とは、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会が市町村教育委員会に対して派遣する職員で、平成 20 年度までは、「地域教育コーディネーター」と呼ばれていました。主な役割として、「家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進」「広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進」があります。
- 5 「ふるさと納税」制度とは、生まれ育ったふるさとや、思いを寄せる地方公共団体(都道府県や市町村)を応援したいという気持ちをかたちにする仕組みとして、地方公共団体に対して寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けることのできる制度です。本市では、寄附金の使途を「市民提案」「住民自治」「定住環境」「保険・医療・福祉」「教育・文化」「産業・雇用」「市長が特に必要と認める事業」の 7 つの政策(事業)に設定し、納税者はその使途を選ぶことができます。
- 6 「社会教育コーディネーター」とは、改正教育基本法で示す社会教育の役割(個人の要望や社会の要請に応えるため、市町村は学習機会や情報の提供等により社会教育の振興に努める)に対応するとともに、各地域の公民館が平成 22 年度から「交流センター」に移行(所管が教育委員会から首長部に移管)することに伴い、各中学校区に 1 名ずつ配置する教育委員会の職員です。この職員は、業務に必要な知識・能力を培うための養成講座を平成 21 ~ 22 年度に受講し、家庭・地域の教育力の向上を推進する人材として期待されています。
- 7 「雲南市教育フェスタ」とは、旧加茂町から雲南市に引き継ぎ実施してきた「生涯学習フォーラム」と、島根県が推進する「ふるさと教育推進事業」の成果発表会、雲南市 P T A 連合会研修会等を発展的に融合・統合した研修会で、本市の教育関係者はもとより、文部科学省職員、県内外の教育関係者の参加もあります。
- 8 「ふるさと雲南キラキラ未来プロジェクト」とは、文部科学省委託事業「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究」の指定を受けて取り組んだ事業です。具体的には、「『夢』発見プログラム」の策定や、中学校区を単位とした「 の子どもを育てる会」の設置、不登校を未然に防止するための交流活動の開催、「雲南市こども応援団」の創設、学校や家庭に訪問し、不登校児童生徒への支援を行うキラキラサポーターの配置等を行いました。
- 9 「雲南市こども応援団」とは、子どもを応援(学校を支援)する教育用ポータルサイトで、学校は地域資源(人・もの・こと)の情報を検索し活用することができます。
- 10 「地域コーディネーター」とは、「学校支援地域本部事業」で全小・中学校に配置した地域住民の方です。役割として、学校支援に関する学校・地域のニーズの把握や、学校支援ボランティアの発掘・派遣調整など、学校と地域を結ぶ活動を担っています。

第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 幼稚園教育の充実

改正教育基本法において、「幼児期の教育（第11条）」の条文が新たに設けられ、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」とされました。また、改正学校教育法では、幼稚園教育は、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」として新たに位置づけられています。

教育基本法及び学校教育法の改正に伴って、平成20年度に「幼稚園教育要領」が改訂され、平成21年度から実施されています。「生きる力」をはぐくむという基本理念は前要領から継承されていますが、ここ数年間の子どもの育ちや、社会の変化に対応した幼稚園教育の充実の方向性が新たに明記されています。

その方向性は、

発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

幼稚園と小学校教育との円滑な接続を図り、学校教育全体の生活や学習の基盤を培う幼稚園教育の成果が、小学校につながっていくことを重視する。

幼稚園の生活と家庭などでの生活との連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

幼稚園と家庭が連携することによって、幼児の心身の健やかな成長をはぐくむことを重視する。

子育ての支援と預かり保育の充実

幼稚園が地域から信頼される幼児教育のセンターとしての役割を果たすことを重視する。

となっています。

本市は、幼稚園において、一人一人の幼児が、幼児期の発達に必要な様々な心情や意欲、態度などを、遊びを通して豊かにはぐくむことができる幼稚園教育をめざし、必要な施策に取り組みます。その中で、幼児が様々な体験を重ねながら、生命の尊さに対する感受性や他者との豊かな人間関係、他者への共感性などをはぐくみます。また、正しい人権感覚を身に付けていけるよう、人権・同和教育を保育の基底に位置づけた幼稚園教育を推進します。

(1) 幼稚園教育環境の充実

幼稚園教育は、幼稚園教育要領において「環境を通して行う教育である」とされているように、幼児を取り巻く環境の整備はその発達に重要な意味をもっています。幼児は自分の身を守るすべをまだ十分に備えていないため、その安全確保には最大の配慮を要することから、適切な職員配置や施設環境の整備に取り組みます。

指導・支援体制の充実

幼児一人一人の特性に応じたきめ細かな教育活動を展開したり、発達段階に応じた指導や活動の場を保障するためには、適正な教職員の配置が不可欠です。

本市では、正規職員の新規採用が、平成18年度以降行われなかったため、職員の年齢構成が不均衡な状態になっており、それを是正する必要があります。その一方で、多様化する幼稚園業務に対応するため、専任園長配置園における教頭職（あるいは担任をもたないフリー職員）の配置が必要です。また、発達障がいを含む障がいのある幼児への対応を図るため、支援員の配置が求められています。こうしたことから、適正な教職員の配置を図り、指導・支援体制の確保・充実に努めます。

また、就学前の教育を担う幼稚園と保育所に対し、それぞれの保育現場の

実態に即した指導のできる専門職員の配置が必要です。そのため、幼児教育を担当する専任の指導主事を本庁に配置し、幼稚園や保育所への直接指導や研修の企画、相談機能等の強化など、市教育委員会の指導・支援体制の充実を図ります。

教育環境の充実

安全・安心な施設設備の確保は、幼児の教育環境として最も優先すべきことです。施設の維持修繕や防犯対策などの安全管理については、危険性や緊急性を考慮して改善を図ります。

特に、園庭や園舎内の環境整備について、幼児の好奇心や探究心などが十分に満たされ、身体的、知的、情緒的な発達が促されるよう、既存の遊具を見直し、物的・空間的な環境を生かした効果的な教育環境づくりに努めます。

また、幼稚園には子育て支援機能をもった地域の幼児教育センターとしての役割も求められていることから、現在ある施設や環境を活用し、保護者の豊かなコミュニケーションの場となるよう、機能の充実に向け工夫と改善を図ります。

(2) 教育内容と研修の充実

幼稚園教育が社会の要請や期待に応え、その成果をあげるためには、教職員の資質と指導力の向上が不可欠です。すべての教職員が、幼稚園教育の基本を理解し、それぞれの学級の実態や個々の発達の特性に応じた適切な指導が行えるよう、市教育委員会は研修体制と研修内容の充実に努めます。

幼稚園教育要領の理解と推進

幼児一人一人の発達に応じ、集団生活の中で遊びを通して総合的な指導を行うには、幼稚園教育要領の内容を理解することが極めて重要です。

市教育委員会では、市全体の研修会の開催や、園内研究会等を通して、教職員に幼稚園教育要領の理解を促すとともに、幼稚園が地域や子どもの実態に即した教育課程や指導計画を立案し、日々の保育を展開していくことができるよう支援します。併せて、保護者等関係者への周知を図り、理解の促進に努めます。

教職員の保育観と幼児理解の共有化

幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の理念は、日々の保育の中で適切に実践されてはじめて、幼児一人一人の成長につながっていきます。子どもたちが等しく嬉々として充実した幼児期を過ごすためには、日々の保育を担う教職員が保育観、子ども観を共有し、理解し合って実践していく必要があります。

市教育委員会は、すべての教職員が年齢や各時期の発達に対応した幼児理解を深め、保育上の問題や課題を解決できるよう、保育研究や保育公開による研修等を積極的に推進します。

教職員の研修内容の充実と資質の向上

今日の幼稚園教育においては、教職員の実践的・専門的な知識の積み上げと能力・資質の向上などが大きく問われています。また、丹念な日々の保育の記録や反省、評価の積み重ねが、保育の充実につながることを重視し、教職員が自己の保育を振り返り、自ら学ぶ意欲や姿勢をもち、保育をする喜びにつながる研修が必要です。

こうしたことを踏まえ、市教育委員会は年間の研修計画を作成して、幼児の発達の理解や保育研修の機会の充実、教職員の保育の質の向上に努めます。具体的には、実際の保育実践を通じた研究会の機会を増やしたり、指導講師を招いて学習したりするなど、園内研修の在り方を工夫します。

また、研修対象教職員の機会均等を図り、正規職員だけでなく講師にも等

しく園外研修への参加を促します。

近年、増加傾向にある発達障がいを含む障がいのある幼児への指導については、雲南市特別支援教育体制を整え、幼稚園への直接指導や専門指導主事による研修会の開催等を推進します。また、島根大学との包括協定に基づいた研修制度の活用など、外部機関との連携を図ります。

(3) 特色ある教育活動の推進

幼児期の教育は、幼児が自然環境や「人・もの・こと」などの地域資源に積極的にかかわりながら、多様な体験を通して総合的な発達を促すものです。

本市には、豊かな自然や温かな地域の人、伝承されてきた文化などがあります。そのような教育資源や教育力を保育活動に生かし、幼児を取り巻く関係諸機関と連携を図りながら、幼稚園教育の推進を図ります。

「『夢』発見プログラム(幼児教育版)」の策定と推進

雲南市教育基本目標で示す人間像の完成をめざし、「『夢』発見プログラム」が平成 19 年度に策定され、本市の小・中学校では積極的にその実践が進められています。

このプログラムの趣旨と内容を踏まえ、保育所、幼稚園においても、小学校、中学校へとつながる共通の教育目標を設定し、課題を共有していく必要があります。具体的には、「雲南市キャリア教育全体構想」や「小中一貫で育てたいキャリア発達にかかわる能力とめざす子どもの姿」の部分に、幼児期を新たに設けることとします。

今後、市内外の有識者や保護者等の参画を得て、策定委員会を組織して検討を行い、平成 22 年度の策定をめざします。そして、平成 23 年度以降、各幼稚園では、このプログラムの趣旨と内容の理解に基づいて、実践を行っていきます。

このことにより、保育所と幼稚園がはぐくんでおくべき幼児期における発達課題を共有し、共通の教育理念の下、本市がめざす保・幼・小・中の一貫教育の実現をめざします。

地域と連携した教育活動の推進

幼稚園では、地域の高齢者や様々な人の協力を得て、農業体験や絵本の読み聞かせの実践、地域の行事への参加など、様々な交流体験活動を行っています。これらの活動は、幼児が様々な場所で多くの人と交流し、心を通わせることで、自らが大切にされている喜びを感じることにつながります。また、地域の伝統・文化にふれることは、住んでいる地域への愛着を育てることにもつながります。

今後も、こうした地域資源の積極的な活用によって、幼児が多様なかかわりを体験できる教育活動を推進します。

地域の自然環境の中で遊ぶ直接体験活動の推進

最近の子どもは、身体を動かす体験が乏しく、幼児期に育つべき身体の諸機能が十分に発達しにくい環境にあります。そうした幼児に対して、園外保育を奨励し、年間を通して地域の多様な自然環境の中で、身体全体を使って遊ぶ直接体験や、感動体験を重視した計画的・意図的な保育を推進します。併せて、豊かな自然の中での様々な命あるものとのふれ合いを通して、親しみや愛情がはぐくまれるよう保育内容の充実に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

本市においても、発達障がいを含む障がいのある幼児に対し、教育的支援の必要性が高まっています。幼稚園における特別支援教育は、障がいのある一人一人の幼児の特性を理解し、その発達に応じた支援を行い、すべての幼児が等

しく集団生活の楽しさや充実感を味わえるようにしていく必要があります。そのため、教職員の特別支援教育や就学指導に対する正しい理解を促進し、特別支援教育の一層の充実をめめます。

指導・支援の充実

発達障がいを含む障がいのあるすべての幼児に対して、きめ細かな指導・支援を行うため、市教育委員会は支援員の配置を充実するとともに、幼児を対象とした「通級指導教室」の設置に向けた取組を推進します。幼児の通級指導教室の開設により、言葉の発達の遅れなど、比較的軽度な障がいのある幼児への指導の充実を図るとともに、多様な相談内容への対応を図ります。

幼稚園においては、個別の教育支援計画を作成し、乳幼児期から継続的な支援が行えるよう、長期的な指導・支援体制の充実をめめます。

関係機関との連携の強化

発達障がいを含む障がいのある幼児の情報を共有することは、幼稚園入園や就学に際して重要です。しかし、特定の幼児に関する個人情報の取扱いには慎重な対応が必要です。市教育委員会は、個人情報の保護に配慮しながら情報交換の在り方を整理し、保育所、小学校等と連携した支援をめめます。

また、障がいのある一人一人の幼児への必要な支援に対応するため、相談窓口の設置や相談支援体制の整備を推進するとともに、療育機関や特別支援にかかわりのある専門機関との連携を図り、適切な相談・支援が行える体制を整備します。

(5) 保育所・小学校との連携の強化

「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、また平成23年度から本格実施される「小学校学習指導要領」において、子どもの生活や発達の連続性を踏まえて、保育所・幼稚園・小学校が連携や交流を図ることが明記されています。

幼児教育を充実するため、幼児の交流活動や教職員と保育士の交流、研修会等を実施し、相互理解の促進に努めるなど連携を強化します。

幼稚園と保育所の交流の促進

幼稚園と保育所は、お互いに幼児期の教育を担い、小学校以降の生活や学習の基盤の形成に重要な役割をもっています。

幼稚園は、幼児同士の保育交流会や合同行事の開催を積極的に実施し、幼児同士が親しみながら活動体験を共有する機会の提供に努めます。

また、市教育委員会は、幼稚園職員と保育所職員との合同研修会を開催し、お互いの園経営や保育内容、保育方法等についての情報交換をする場を設けるなど、職員の交流促進に努めます。

保育所保育指針の理解の促進

幼稚園教育要領と保育所保育指針は、共通のねらいとして、幼児の心情、意欲、態度の育成を図ることとし、指導する内容についても、双方の整合性が図られています。

異なる点といえば、幼稚園は3歳児以上の幼児の発達を対象としたものであるのに対し、保育所は0歳児からの発達の流れを踏まえたものであることです。0歳児からの発達の連続性が、幼稚園における3歳児以上の発達の基盤を成していることから、幼稚園においても0歳児～3歳児までの発達の過程や、保育所の生活の内容を理解することが大切です。今後は、研修会や交流活動などを通して、保育所保育指針の理念や内容を理解して、幼稚園教育に生かすことができるよう努めます。

小学校への円滑な接続

幼児期と児童期には、それぞれの発達段階において発達の特徴があり、子どもの思考や経験、学び方などが異なっています。

就学前期（5歳後半～6歳）には、体力、運動調整力とともに、物事や言葉の概念が発達し、一つ的话题を共有して話し合ったり、教員や友だちの話や考えと関連させて考えたり、協同して活動に取り組んだりすることができるようになります。このように、幼児期には発達の段階を経ながら、小学校への就学によって起こる生活の変化や、教育方法の変化に適応していけるだけの基礎的な能力や態度がはぐくまれていきます。

幼稚園教育と小学校教育とを円滑に接続するには、まず教職員同士がお互いの教育についての理解を十分に行うことが必要です。小学校の教職員に幼稚園の園内研修会への参加を促すとともに、小学校区単位での情報交換や意見交換会、研修会などの開催を促進します。また、幼稚園・小学校双方が有意義な異年齢交流の工夫するなど、計画的な連携を推進します。

（6）家庭や地域との連携の強化

家庭は教育の原点であり、生涯を通して生きていく上で必要な習慣を身に付け、人への温かな心情をはぐくむ大切な場所です。近年、少子化や核家族化、都市化、情報化などの社会の変化や、人間関係の希薄さなどによって、子育ての孤立化や親の育児不安が深刻化し、親が子どもにかかわる時間が減少しています。こうしたことが、子どもの成長に影響することを懸念して、改正教育基本法では「家庭教育」の項目が新たに加えられました。

幼稚園においても、育児を担う保護者及び家庭への支援の必要性が年々増えてきています。幼稚園はこれまでも、園便りや学級便りの発行を通して、幼児期に大切にしなければならないことや、子育てに関する情報を保護者に提供してきました。また、それぞれの家庭の実状に配慮しながら、相談に応じたり、アドバイスをしたりしています。

今後は、地域の「人・もの・こと」を地域社会のもつ教育力として幼稚園の教育活動に積極的に活用し、子育てを行う家庭を地域社会全体で支えていくことが必要です。

また、幼児の心身の成長に密接にかかわる食について、「雲南市食育推進計画（ 1）」に基づき、幼稚園は家庭への啓発や地域の方との農業体験などを通して、食に対する関心を喚起するなど食育の推進に努めます。

家庭教育支援の充実

各家庭において、子どもの情緒の安定や基本的な生活習慣の確立を図ることや、食育を推進することは、丁寧かつ根気強い取組が求められています。

具体的に、幼稚園は「早寝早起き朝ごはん」や「ノーメディアの日」などに取り組むとともに、学級懇談会や子育てフリートークなど親同士が交流する場の提供を行っています。また、保護者自身が生活の中で喜びを感じ、自信をもって子育てができるよう、幼稚園は地域の自然環境を生かした体験活動などを取り入れながら、親子が一緒に活動する機会を充実させたり、家族が保育に参加する機会を増やしたりするなど、家庭との連携の強化に努めます。そして、市教育委員会は、家庭教育支援に関する情報の提供を積極的に行います。

預かり保育の充実

本市では、平成21年9月から市立幼稚園2園において年長5歳児を対象にした預かり保育の試行を開始しました。幼稚園における預かり保育は、保護者の就労の有無や家庭環境にかかわらず、保護者が幼稚園を選択できる子育て環境をめざし、幼稚園教育と子育て支援の充実を図ることを目的としています。

預かり保育の試行期間は、平成23年3月までとしており、その間保護者の要望や地域の要請に応え得る預かり保育の内容や体制を検討することとし

ています。特に、平日の長期預かり保育に加え、長期休業中の預かり保育、一時預かり保育の導入に向けて検討を行います。併せて、幼稚園の教育課程終了後の園児の生活がより豊かになり、多様な経験ができる活動内容を工夫し、その成果を検証していきます。

市教育委員会は、平成 23 年度からの本格実施をめざし、実施園の拡大など預かり保育の一層の充実に努めます。

P T A 活動の活性化の促進

本市のすべての幼稚園において P T A が組織され、それぞれに活動を展開されています。また、市内幼稚園全 16 園が参画し、雲南市幼稚園 P T A 連合会が結成されており、研修会・懇談会の開催や、市への要望活動等を行っています。

しかし、本市には園児数が 100 名近い大規模園から 10 名以下の極小規模園まで様々な幼稚園があり、園児数や P T A 会員数によって思うような活動が展開できないといった課題もあります。

こうした中、それぞれの P T A は情報を交換しながら、他園の P T A との交流によって活動の意義や内容を見直し、自園だけではできない活動を計画し、内容を充実させていく必要があります。

また、幼稚園は、保護者と連携しながら、幼児の成長にとってよりよい生活を保障していくことが大切です。どのような研修の在り方や内容が求められているのか、保護者のニーズを把握し、子育てのための学習機会の充実に努めます。その際、保護者の自主的な参加を促せるよう、市教育委員会が作成した「すくすく『夢』カード(2)」を、話し合いのきっかけづくりや問題提起に利用するなど、その積極的な活用に努めます。

関係機関との連携の強化

幼児を取り巻く様々な社会環境や家庭環境の変化によって、幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション力や自制心、規範意識の不足、運動能力の低下などが懸念されています。このような、幼児期の子どもの育ちの変化に対応するためには、幼稚園だけでなく、幼児にかかわる諸機関がそれぞれの専門性を生かしながら、課題解決に向けて連携する必要があります。

そのため、市教育委員会は、地域の「子育て支援センター(3)」、専門の相談機関や療育機関、医療機関、また「身体教育医学研究所うんなん(4)」や大学などの研究機関との連携を推進し、連絡会議の開催、幼稚園への専門機関からの情報提供、専門機関が主催する研修会への参加促進に努めます。

また、保育所を所管し特別支援教育や食育の推進とのかかわりが大きい市健康福祉部と、所管を越えて必要な施策が共に実行できるよう、市教育委員会は市関係部局との連携の強化に努めます。

(7) 開かれた幼稚園教育の推進

幼稚園教育要領の第 3 章では、幼稚園における子育て支援について「幼稚園の運営にあたっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と明記されています。

また、幼稚園における学校評価については、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」という自己評価の実施が義務づけられました。また、学校関係者評価については「自己評価を踏まえた保護者とその学校の関係者による評価を行っ

た場合には、その結果を設置者に報告するものとする」とされています。これらを踏まえ、各幼稚園は、評価項目の設定や、学校関係者評価の組織化に取り組むなど評価システムを確立し、園運営及び教育課程の改善に取り組んでいきます。

幼稚園運営における評価の実施

幼稚園では園便りや保育公開、ホームページなどを通して幼稚園教育の理解を得るための積極的な情報発信をしています。また、地域の各種行事に参加したり、地域住民を園に招待したりして、一緒に活動することを通して、園児の姿を実際に見ていただくことに努めてきました。

今後も、教育課程や保育内容等について改善がなされ、幼稚園の教育活動がさらに充実していくことが重要です。市教育委員会は、学校評価に関する情報を提供したり、報告された各園の評価を検証しながら、「自己評価」が確実に実施され、「学校関係者評価」に発展していけるよう支援に努めます。

幼児期の教育センターとしての機能の充実

幼稚園では、全国国公立幼稚園園長会事業である「幼稚園ウィーク」を活用して、幼稚園を様々な人に開放しています。その取組の中では、未就園児の園体験を企画したり、行事を設定して一緒に楽しんだりするなど、幼稚園に対する理解を深めてもらう取組を実施しています。また、保育公開日とは別に、月に1回程度保護者が気軽に集い、保護者同士あるいは教職員や専門家を交えて話し合うことができる機会などを提供しています。

今後も、幼稚園は、地域の特性や独自性を生かし、子育て相談の実施や未就園児を対象にした園開放、保護者が気軽に集える機会の提供など、幼稚園施設の有効な利用の促進と、地域の幼児や保護者を対象とする子育て支援事業の推進に努めます。

2. 小・中学校教育の充実

小・中学校では、すべての子どもが将来自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる「生きる力」をはぐくむとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養うことが求められています。

こうした中、国においては、学習指導要領の改訂が行われ、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習指導要領が完全実施されます。新学習指導要領では、「生きる力」をはぐくむという基本理念は継承され、その理念を実現するための具体的な手立ての改善が図られたところです。本市においても、学習指導要領の改訂を受け、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための諸手立てを講じていく必要があります。

「生きる力」とは、

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力（知）」

自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性（徳）」

たくましく生きるための「健康や体力（体）」

などで構成されています。そして、この「生きる力」の育成には、「知」「徳」「体」をバランスよくはぐくむことが重要です。その際、互いの人権を尊重し合い、児童生徒が集団の中で個性を十分発揮していけるよう、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えることが大切です。

また、学校は教職員による自己評価や、保護者・地域住民など学校関係者によ

る評価を実施したり、あるいは児童生徒を対象としたアンケートを実施したりするなど学校評価を行い、その結果を公表するとともに、これを生かして教育活動の改善に努める必要があります。

市教育委員会は、学校が抱える諸課題の解決に向けた支援体制の確立や、学校が充実した教育活動を展開するための人的・物的環境の整備・充実に努めます。また、授業力や学級経営力など教員の資質向上に向けた指導・支援体制を拡充・強化し、「生きる力」の育成をめざした学校教育のさらなる推進に努めます。

(1) 確かな学力の育成

確かな学力を育成するためには、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などをはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む意欲的な態度を養い、個性を生かす教育に努める必要があります。

学校は、各教科における基礎・基本の徹底はもとより、児童生徒に学習への興味や関心、意欲、コミュニケーション能力、情報活用能力など確かな学力を育成するため、総合的な学習の時間や小学校の外国語活動、情報化に対応した教育活動の充実に努めます。

確かな学力の向上

確かな学力の向上を図るためには、児童生徒の実態把握に努め、授業力の向上と個に応じたきめ細かな指導に努めることが大切です。そして、学習意欲の向上には、児童生徒が学ぶ楽しさやおもしろさを実感できることが重要で、学校はわかる授業をめざした指導方法の工夫改善など、授業力の向上を図る必要があります。

また、家庭との連携を深めることによって学習習慣を確立し、基礎・基本の確かな定着を図ることも大切です。さらに、小・中学校が連携を図り系統的・継続的に学力向上に取り組むことが重要で、市教育委員会は保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携を今後一層推進していきます。

ア．基礎・基本の徹底

学校は、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を厳選し、実態に応じて個別指導や繰り返し指導、複数教員による指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努めます。また、これらの学習の基盤となる国語力の向上を図るため、国語科での音読、暗唱、漢字の読み書きなどを重視するとともに、各教科において記録、説明、論述といった学習活動や学校図書館を活用した学習活動を積極的に取り入れます。市教育委員会では、基礎・基本の習得に欠かせない家庭での学習習慣の定着を図るため、保護者への啓発活動を推進します。

イ．課題解決能力の育成

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などをはぐくむためには、様々な体験活動が効果的です。そのために学校は、総合的な学習の時間で扱う内容の工夫や、各教科における観察・実験、レポート作成、論述などの工夫を行います。市教育委員会は、学校が行う様々な体験活動が十分に実践できるよう学校と連携を図りながら支援を行い、課題解決能力の育成をめざします。

ウ．学ぶ意欲の向上

学習意欲の向上は、生涯学習につながる重要な要素です。学校は、児童生徒の興味・関心を生かした学習課題を設定し、自主的・自発的な学習を推進します。また、わかる喜びを実感させるために、少人数指導やグループ別指導、補充的な指導や発展的な指導など指導方法を工夫し、さらには学習活動に対する評価の工夫改善を図ります。

総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、児童生徒が自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができる児童生徒の育成をめざし、各学校は取り組んでいます。

学校は、環境教育や福祉教育、消費者教育など独自の創意工夫を生かした教育を推進する一方で、「『夢』発見プログラム」を総合的な学習の時間の中心に据え実践しています。今後も、本市の地域資源や人的資源の発掘と活用を促進し、特色ある総合的な学習の時間になるよう努めていきます。

外国語活動から英語教育への円滑な接続

小学校の外国語活動は、中学校の英語科とは異なり、ゲームを楽しんだり外国の簡単な言語や文化を学んだりしながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざして、新しく小学校高学年に導入されました。市教育委員会では、これに先駆けて小学校で外国語活動の教材開発や指導方法などの研究を進め、また外国語指導助手や国際交流員を積極的に活用して外国語活動の充実を図ってきました。

今後、小学校では外国の言語や文化に加えて、コミュニケーション能力の育成を図るといった視点に立った授業を展開し、中学校では小学校の外国語活動を踏まえた英語教育の推進を図る必要があります。そのために、市教育委員会は、小・中学校の教職員と一緒に集う研修機会の設定や、外国語指導助手や地域講師の配置を通して、小学校の外国語活動の充実と中学校の英語教育との一層の連携を図ります。

ア．小学校における外国語活動の充実

小学校におけるこれまでの外国語活動は、ゲームや歌などを通して英語に親しむことを中心に行ってきました。今後は、さらに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、英語だけでなく様々な国の簡単な言語や文化に親しむことができるよう、活動の充実を図ります。また、市教育委員会では、新たに導入された外国語活動の充実を図るため、教員の指導力向上に向けた研修を実施します。

イ．小・中学校の連携の強化

コミュニケーション能力の育成をめざす小学校の外国語活動と、読む・書く・話すなどの能力の育成をめざす中学校の英語科とは、そのねらいが違うため指導内容や指導方法も異なることから、小学校から中学校への円滑な接続が重要です。

小・中学校は、相互の授業を公開し合ったり、研修会を開催したりして、小学校と中学校で扱う指導内容や指導方法の違いを理解し合う場を設けるなど、連携の強化を図ります。市教育委員会は、小学校での外国語活動が中学校での英語教育に生かされ、英語科の授業が一層魅力的で充実したものとなるよう、中学校の授業力向上に向けた研修を推進するとともに、中学校での外国語指導助手や国際交流員、地域講師の効果的な配置に努めます。

情報化に対応した教育の充実

高度情報化社会に生きる子どもたちにとって、学校での情報教育は今や欠かすことのできないものとなっています。コンピューターやインターネットに慣れ親しむだけでなく、文字を入力するなどの基本的な操作や、情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにすることが重要です。

本市の小学校では児童2人に1台、中学校では生徒1人に1台のパソコンを整備しており、いつでもインターネットを活用しながら学習を進めること

ができる環境を整えています。今後も学校は、児童生徒の興味や関心を大切に、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、情報機器の積極的な利用を図るとともに、情報を適切に活用し、発信していくことのできる児童生徒の育成をめざします。

ア．情報活用能力の育成

多くの情報が氾濫している現代においては、必要な情報を迅速に収集・整理し、その中から本当に大切なものを取捨選択して、目的に応じて活用する能力を育てることが求められています。学校は、児童生徒の主体的な学習に向けた意欲づけを重視するとともに、様々な教育活動の中に調べ学習や課題解決学習を積極的に取り入れ、主体的に情報を活用・発信していく能力の育成をめざします。

イ．情報モラルの向上

情報通信の発達、様々な利便性の向上につながった反面、インターネットを利用した誹謗中傷や犯罪など新たな問題を引き起こしています。学校は、情報教育を道徳教育や人権教育に位置づけ、専門機関の協力を得るなどして、児童生徒の情報モラルの向上を図ります。市教育委員会は、情報モラルの指導法に関する教職員研修や、保護者・地域住民の情報モラル向上に向けた啓発活動を推進します。

ウ．情報教育の環境整備

市教育委員会は、児童生徒用パソコンの定期的な更新はもとより、教職員用パソコンの整備やネットワーク化など、情報教育を進めるための環境の整備・充実を図ってきました。今後も継続して行うとともに、今後効果的な活用が期待される電子黒板など情報機器の整備・充実にも努めていきます。

(2) 心の教育の充実

心の教育とは、児童生徒が豊かな心を持ち、自己の生き方について自覚し、道徳性をはぐくむことをめざすものです。豊かな心とは、ひたむきな心、優しい心、広い心、素直な心、強い心などを兼ね備えていることであり、道徳性とはこういった道徳的な心情に加えて、判断力、実践意欲、態度などを含んだものです。

学校における心の教育は、道徳教育を中心にすべての教育活動で取り組んでいます。中でも道徳の授業を道徳教育の中核に位置づけ、心に響く授業を創意工夫し、自己の生き方を考え、見つめ直す時間としてその充実を図っていきます。特に、規範意識や社会性、思いやりの心を育てるための「道徳教育」、豊かな自然や人とのかかわりなどを重視した「奉仕・体験活動」、感性や情操、想像力、集中力等を育てる「読書活動」を通じて、児童生徒への心の教育の充実を努めます。

道徳教育の充実

道徳教育では、自他の生命を尊重し、基本的な生活習慣や規範意識、信頼感や思いやりなどの道徳性を養うとともに、法やルールを遵守し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。

学校は、心に響く道徳の授業をめざして、教材開発や指導方法の工夫、地域人材の活用、管理職による授業などを行うとともに、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。市教育委員会は、生命尊重、勤労・奉仕、郷土愛、尊敬・感謝といった道徳的価値を「『夢』発見プログラム」に位置づけ、すべての学校が総合的な学習の時間を中心に取り組んでいます。また、豊かな自然を教材とした環境学習との関連も重視し、児童生徒の道徳教育の充実を図ります。

ア．規範意識や社会性の醸成

近年多発する問題行動や事案を顧みると、道德教育の中でも特に法やルールを遵守する態度、物を大切にできる気持ち、善悪を判断する力などをはぐくむ必要があります。正しい判断と適切な行動がとれる道德的実践力の育成をめざし、学校は道德教育の全体計画を策定し、すべての教育活動を通じて取り組みます。

イ．思いやりの心の育成

子どもは発達段階に応じて多くの人とふれあうことで、人の温もりや愛情を感じ、また自他を大切にできる経験の積み重ねにより、思いやりの心が育ちます。学校は、異学年交流や高齢者・障がい者との交流活動などを通じて、思いやりの心の育成に努めており、今後もこうした活動を通じて、児童生徒の思いやりの心の育成に努めます。

奉仕・体験活動の推進

他人や社会のために尽くし、その結果、人から感謝される体験は、児童生徒に自分の存在意義を自覚させ、自己有用感を味わわせることができます。また自然と直接ふれあう様々な体験活動は、新たな発見や疑問、驚き、反省、喜び、感動といった多くの気づきを引き出すとともに、自然の厳しさを実感し、困難に耐える力や問題を解決する力を身に付けることができるなど、心の教育の育成にとって大きな役割を果たします。

学校は、地域の「人・もの・こと」の教材開発や人材発掘を行い、ふるさと教育やキャリア教育に生かしています。今後も、地域の教育資源を積極的に活用しながら、集団宿泊活動や奉仕体験活動、優れた芸術・文化とふれあう活動なども積極的に取り入れ、心の教育の充実を図ります。

ア．公の意識の醸成

集団や社会の一員として役割を担うと同時に周囲から認められることは、自己存在感や有用感の育成には大切な経験です。学校は、ボランティア活動や集団宿泊活動を積極的に取り入れ、児童生徒に人とのふれあいや社会貢献、感謝される体験などの実践を通して、社会の中で助け合おうとする意欲や態度の育成をめざします。

イ．自然体験、芸術・文化体験の充実

豊かな自然の偉大さや美しさにふれたり、ふるさとの伝統・文化や優れた芸術を鑑賞したりする体験活動は、自然や環境を大切にできる心や感動する心を育てます。学校では、五感を通して学ぶ体験活動をこれからも積極的に取り入れ、将来にわたって豊かな人生が送れる児童生徒の育成をめざします。

ウ．文化部活動の充実

学校で行う文化的なクラブ活動や部活動は、望ましい人間関係づくりと個性の伸長を図るとともに、様々な体験活動を児童生徒が主体的に行う大切な機会です。学校は、生徒数の減少に伴う部員数不足などで活動が停滞することのないよう、組織編成や活動内容、あるいは発表の場を工夫したり、外部講師の積極的な活用を図ったり、環境の整備に努めたりするなど、文化部活動の一層の充実に努めます。

読書活動の充実

読書活動は、言語活動の基礎・基本を身に付けたり、読解力・思考力・想像力といった能力を伸ばしたりするだけでなく、感性や情操をはぐくみ、集中力を養う上でも非常に有効です。学校は、児童生徒に読書の楽しさを味わわせ、進んで読書をしようとする態度を育てるために、学校図書館の整備・充実や、積極的に図書館を利用した学習活動を推進します。また、日常生活における読書習慣の定着を図る取組も継続して実施し、読書活動の充実を図

ります。

ア．読書習慣の確立

読書を習慣化するためには、読書のおもしろさを味わわせたり、本の必要性を感じさせたりすることが必要です。学校は、司書教諭の有効活用を図るとともに、保護者や地域ボランティアの協力を得て、読み聞かせ、朝読書、読書週間、親子読書等を実施しています。市教育委員会は、図書館司書や読書ボランティアを学校に配置するなど、人的環境の整備や活用の促進に努め、読書習慣の定着をめざします。

イ．学校図書館の充実・活用

図書を活用した学習活動や読書活動を充実するためには、学校図書館の環境整備と活用の工夫が大切です。学校は、調べ学習の積極的導入や読書活動の推進を図るとともに、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりに心がけます。市教育委員会は、蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書のデータベース化、市立図書館とのネットワーク化を図り、児童生徒がいつでも楽しく利用できる学校図書館づくりに努めます。

(3) 健康教育の充実

健康な心身の育成には、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」を生活習慣として確立させていくことが重要です。また、児童生徒が、将来にわたって自己の健康の保持増進に主体的に取り組んでいくためには、学校での指導に加え、生活習慣の定着をめざして、家庭と協力して取り組む必要があります。

市教育委員会は、食事や睡眠、学習時間など児童生徒の生活実態を把握し、生活習慣の改善を図るための手立てを講じるため、児童生徒生活実態調査を毎年実施しています。今後も継続して行い、その結果を学校や家庭に公表し、生活習慣改善に向けた家庭での実践や、学校における指導の促進を図ります。また、学校や家庭では、「早寝早起き朝ごはん」や「ノーメディアの日」など、子どもの食生活習慣や体力・運動能力の向上に向けた取組を実践し、健康教育の充実に努めます。

望ましい生活習慣の確立

健康な心身をはぐくむためには、食生活を含めた規則正しい生活習慣の定着が大切です。このことは、学力との相関関係や生徒指導上の問題とも深い関係があることが指摘されています。市教育委員会は今後も、生活実態調査の実施はもとより、望ましい生活習慣の定着をめざす学習内容を組み入れた「『夢』発見プログラム」を積極的に推進していきます。

ア．早寝早起き朝ごはんの励行

本市では、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンに、学校・家庭・地域それぞれが、子どもの規則正しい生活リズムの定着に向けた活動に取り組んでいます。今後は、PTA活動や地域の研修会など啓発活動を積極的に行い、児童生徒だけでなく保護者や地域住民誰もが健康な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで望ましい生活習慣の定着をめざします。

イ．家庭との連携の強化

市教育委員会は「『夢』発見プログラム」の柱の一つに「生活リズムと『食』」を設定し、本市のすべての小・中学校で規則正しい生活習慣の定着に取り組んでいます。具体的には、「ノーメディアの日」や「お弁当の日」を設け、子どもと家族が共に実践する中で、自ら生活習慣の改善に取り組む態度の育成をめざします。

体力・運動能力の向上

体力は、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎であり、行動意欲や

学力向上とも深くかかわっています。しかし、近年、利便性の向上や外遊びの減少、生活習慣の乱れなどによる児童生徒の体力・運動能力の低下が懸念されており、本市においても、運動する子としない子の二極化の傾向が解決すべき課題となっています。

学校は、授業改善や健康安全・体育的行事を工夫するとともに、遊具の効果的な活用を図り、児童生徒が主体的に体力向上をめざす態度の育成を図ります。

ア．運動に親しむ取組の推進

主体的・継続的に運動に親しむ態度を育成するためには、授業や体育的行事を工夫し、十分な運動量を確保して楽しさや達成感を味わわせることが重要です。学校は、持久走やなわとびといった身近にできる運動や外遊びを奨励し、児童生徒自身が身体を動かすことの楽しさや大切さを実感できる取組を進め、児童生徒が主体的に運動に取り組む態度の育成をめざします。

イ．運動部活動等の健全な推進

生徒数の減少に伴い運動部活動をする生徒が減少する中で、部活動のさらなる活性化を図るためには、運動部の重点化・広域化が必要です。本市では、隣接校同士でのチーム編成や交流など新たな取組を工夫するなど、運動部活動の環境整備に努めるとともに、スポーツ少年団やスポーツクラブ等の社会体育団体と、指導方針等についての相互理解を図り、活動の適正化に努めます。また、指導者研修の実施による指導力の向上や、外部指導者の活用による指導体制の充実を図り、競技力の向上と強い精神力の育成をめざします。

健康・安全教育の推進

健康・安全に関する知識・技能や態度の育成は、体力と同じく生涯にわたって健康な生活を送るための基礎といえます。命を大切にし、自分の健康と安全を自分で管理し守ることのできる児童生徒を育成するため、学校は授業や学級活動、学校行事など様々な場面において、健康・安全教育や健康相談活動を行っています。また、学校保健委員会を設置し、関係機関の助言と協力を得ながら健康教育の充実を図っています。

市教育委員会は、臨床心理士の協力を得るなど、学校における安全指導、健康相談活動の充実を図ります。また、家庭における健康・安全教育を推進するための啓発活動を実施するとともに、「身体教育医学研究所うなん」など専門機関との連携を図るなど、児童生徒の健康・安全教育の一層の推進を図ります。

ア．教科等における指導の充実

学校は、小学校の体育科や中学校の保健体育科で、けがの防止や病気の予防、性教育、薬物乱用防止教育、心の健康などについて指導する一方、学級活動や健康安全・体育的行事で安全指導を行い、実践的態度を育成しています。今後も指導内容を厳選し、指導方法の工夫や視聴覚教材の活用を図るなど指導の充実に努めます。

イ．健康相談活動の充実

学校で心身の不調を訴える児童生徒にとっては、養護教諭のかかわりが大切です。学校は、保健室機能の充実を図り、児童生徒のけがや病気への対処だけでなく、悩み相談などを通して、健康管理意識及び能力の向上に努めます。市教育委員会は、専門知識をもった「スクールカウンセラー(5)」を派遣し、児童生徒や教職員、また保護者の相談活動を積極的に進めるなど、健康相談機能の充実を図ります。

食育の推進

近年、食生活の乱れによる児童生徒の健康問題や学力の低下、生徒指導上の問題の発生などが指摘されています。児童生徒の望ましい食習慣を定着させることは、健康な体をはぐくむだけでなく、学力の向上や道徳性の育成とも関係が深く、将来にわたって健康な生活を送るためにも極めて重要です。

学校は、食の学習ノートを活用しながら、食事や調理の基礎、食生活などについて、栄養教諭や学校栄養士と連携を図って指導するほか、食育全体計画を策定し、食事のマナー・作法といった態度や感謝する心を醸成します。

市教育委員会は、学校・家庭・地域それぞれが役割を担って健全な食習慣の定着を図るため、今後も「『夢』発見プログラム」の「生活リズムと『食』」に関する学習を一層充実させ、食育の推進を図ります。

(4) 人権・同和教育の充実

学校においては、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、豊かな人権感覚をはぐくむとともに、一人一人を大切にす
る教育の推進を図っていく必要があります。特に「人権を守り、尊重する」「同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を高める」ことに重点を置き、人権・同和教育を教育活動の基底に据えていくことが重要です。

このことを踏まえ、市教育委員会は、人権・同和教育に関する教育内容の充実や、教員研修の充実を図ります。また、すべての児童生徒の進路保障に努めるとともに、様々な人権・同和問題の解決に主体的に取り組んでいく態度や実践力を高める教育の充実に努めます。

学校における人権・同和教育の充実

学校教育においては、児童生徒の発達段階や各教科、道徳、特別活動など様々な学習活動の特質に応じながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にす
た教育を推進します。

ア．校内における推進体制の確立

人権・同和教育を組織的に推進するためには、指導にあたる教職員の人権感覚を涵養するとともに、校内における推進体制を整備・充実し、機能の活性化を図ることが大切です。推進体制の構築にあたっては、管理職のリーダーシップの下、全教職員で人権・同和教育を進める組織づくりを行うことが必要です。

また、人権・同和教育全体計画や年間指導計画を作成し、全教職員が共通理解を図りながら、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進を図ります。

イ．同和教育を基底に置いた指導の充実

同和教育をすべての教育活動の基底に据え、同和教育の理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力をもった人間を育てていくことが大切です。

学校は、児童生徒一人一人の人権意識を高め、差別をなくす実践力を培うという視点に立った指導を行います。

ウ．同和問題に関する学習の充実

学校では、人権意識の高揚や差別をなくす実践的な態度を育成するとともに、社会科を中心として同和問題に関する科学的な認識を深める学習に取り組めます。その際、単なる知識理解にとどまることのないよう、教材の選択や指導過程、指導方法等に創意工夫し、児童生徒の心に響く授業の実践を図ります。

エ．進路保障の充実

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒が、自ら主体的に学

ぶ意欲と態度を高め、確かな学力を身に付けるため、進路保障の充実を図る必要があります。

学校は、児童生徒が差別に立ち向かう強い意志と、進路に対する明るい展望とをもって、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力の育成に努めます。

学校・家庭・地域の連携の強化

人権・同和教育推進上の課題解決を図るためには、学校は保護者や地域住民と意見交換を行うことが大切です。学校では、学習公開日などを活用した人権・同和問題に関する授業や研修会を実施し、保護者や地域住民への啓発に努めます。

市教育委員会は、担当職員が児童生徒支援加配教員と共に同和地区内の保護者連絡会に参加し、同和地区の保護者との話し合いや交流を通して、日常の生活、教育、将来の進路に対する考えや希望などを正しく受け止めるとともに、学校・家庭・地域の連携の強化に努めます。

(5) 特別支援教育の充実

学校教育においては、個人の尊厳を重んじ、障がいのある幼児児童生徒の視点に立って、一人一人のニーズに即した教育支援を行う必要があります。特別支援教育の推進は、特別支援学級の担任など一部の教員だけで行うものではなく、全教職員が一体となって進めていくことが大切です。

市教育委員会は、就学指導や配慮を要する幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、「就学指導委員会」の開催はもとより、「雲南市特別支援連携協議会(6) 」の設置や、相談・支援体制の充実、「個別の指導計画(7) 」及び「個別の教育支援計画(8) 」の作成を行うとともに、校種間の連携を促進します。

個々のニーズに即した指導・支援の充実

発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人の特性やニーズに即した、きめ細かな指導・支援が行えるよう、市教育委員会は、就学指導委員会の開催や通級指導教室の整備、支援員の配置を充実するとともに、実際に指導する教職員の研修の充実に努めます。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を促進し、長期的な視野に立った支援が行えるよう、その推進に努めます。

ア．就学指導委員会の機能の強化

現在、市教育委員会は、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の適切な就学を行うため、就学指導委員会を設置しています。就学指導委員会は、教育関係者をはじめ、福祉関係者、医療関係者が集まり、一人一人のニーズに応じた支援の在り方等に関する審議を行い、適切な就学指導を進めていくための助言を行っています。今後も適切な就学を進めるため、該当の幼児児童生徒の調査や相談を行う専門調査員の配置など、就学指導委員会の機能の強化に努めます。

イ．指導・支援体制の充実

市教育委員会は、発達障がいを含む比較的軽度な障がいのある幼児児童生徒の指導を行う通級指導教室の整備・充実に努めるとともに、特に配慮を要し支援が必要な幼児児童生徒に対して支援員を配置し、健やかな成長を支援します。また、校内や関係機関等との連携・調整にあたる特別支援教育コーディネーターをはじめとする教職員に対する研修を実施し、指導力の向上を図ります。学校は、研修会や校内支援委員会を開催し、指導の充実や推進体制の構築を図ります。

ウ．個別の教育支援計画作成の推進

学校は、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成して、きめ細かな指導・支援の充実を図ります。市教育委員会は、学校が行う個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成のための指導・助言を行うなど、その活用を促進します。

校種間相互の連携の強化

発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人の就学を適正に行うためには、保育所、幼稚園、小学校、中学校の校種間相互の連携が大切です。市教育委員会は、個人情報保護に配慮しつつ、中学校区ごとに情報交換会を開催するなど校種間相互の交流や連携の強化に努めます。

関係機関との連携の強化

市教育委員会は、平成 21 年度に雲南市特別支援連携協議会を設置し、本市の特別支援教育全般について協議する場を設けています。今後も関係諸機関と連携を図りながら、本市の特別支援教育の充実と相談・支援体制の構築に努めます。

ア．雲南市特別支援連携協議会の活用の促進

市教育委員会は、雲南市特別支援連携協議会を活用し、市全体の特別支援教育の一層の充実と、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細かな支援の充実を図ります。

イ．相談・支援体制の充実と機能の強化

市教育委員会は、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への指導・支援などに関する相談窓口を設置し、雲南市特別支援連携協議会の中にある相談支援専門チームと協力して、相談・支援機能の強化を図ります。また、「雲南市特別支援教育推進委員会（ 9）」や、市教育委員会事務局の生徒指導担当者、市健康福祉部との連携を深め、相談・支援体制の充実を図ります。

(6) 不登校対応への取組の充実

本市は、不登校児童生徒数の割合が全国に比べてやや高く、不登校対応は生徒指導上重要な課題です。そこで、平成 21 年度に「生徒指導推進委員会(10)」を立ち上げ、生徒指導全般について学校と行政が協議する場を設けました。今後も校種間連携を図り、不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応の両面から、課題解決に向けて取り組みます。また、学校復帰や学級復帰に向けた支援体制の充実や、関係機関との連携・協力、保健室等の別室登校や教育支援センターでの自己実現に向けた学力保障、不登校児童生徒と周囲との信頼できる人間関係づくりなどを推進し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

不登校の児童生徒を出さない学校づくりの推進

児童生徒が不登校になるきっかけや原因は様々ですが、学校や学級がすべての児童生徒にとって居心地がよく、安心して学ぶことのできる場所であることが大切です。そのためには、不登校児童生徒を出さない、日頃からの「積極的な生徒指導(11)」を行うことが重要です。市教育委員会は、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「積極的な生徒指導」に向けた学校の取組を強力に推進するとともに、信頼し合える人間関係づくりや充実した学級経営を実践するための教職員研修を実施します。

ア．児童生徒理解の充実

不登校の未然防止には、日頃から児童生徒の悩みや不安、思いを理解することが重要です。学校は、日常の行動観察や日記などで、児童生徒の様子を把握するだけでなく、定期的に教育相談やアンケート調査を実施し、常に心の理解に努め、迅速で適切な指導・支援に心がけます。また、市教

育委員会は、スクールカウンセラーや指導主事による生徒指導研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

イ．交流・連携の推進

不登校になるきっかけとして、人との信頼関係の崩れや環境の変化があります。学校は、これを軽減するため、同じ中学校区の児童同士、児童と生徒、教職員同士の交流や情報交換を行うなど、学校間の交流活動を積極的に進めています。市教育委員会では、小・中学校それぞれが配慮すべき内容を記載したリーフレットを作成し、不登校の未然防止に向けた教職員への意識づけを図るなど、交流・連携活動の一層の推進に努めます。

不登校の児童生徒へのきめ細かな対応

学校には行くことができるが教室には入れない、学校には行けないが教育支援センターには行くことができる、家から外に出たくないなど、不登校児童生徒の状況は様々です。それぞれの状況を的確に把握し、学校と保護者や関係機関が連携を図って適切に対応することが重要です。

学校は、不登校あるいはその傾向が懸念される児童生徒を把握した場合、速やかに支援チームを編成し、保護者や専門機関、学校間の連携を図るとともに、その時々児童生徒の状況に最も適した居場所の提供や支援の在り方を協議しながら対応にあたります。市教育委員会は、こうした児童生徒の心の居場所や学力保障の場として、教育支援センター等を活用し、常に学校や保護者と連絡を取り合っただけで対応にあたります。また、指導主事が必要に応じて学校を訪問し、学校復帰・学級復帰をめざした指導・助言を行うなど、一人一人へのきめ細かな対応を行います。

ア．関係機関との連携の強化

学校が不登校児童生徒に、より適切で効果的な支援を行うためには、相談機関や教育支援センターといった学校外支援施設との連携を図ることが大切です。学校では、「児童生徒記録票(12)」を活用して、不登校児童生徒を長期にわたって支援する体制をつくっています。市教育委員会は、医療機関や相談機関などをまとめた冊子「あなたの力になれる本」を作成し、学校に配布して関係機関との積極的な連携を推進しています。今後も関係機関とのネットワークを充実させ、迅速かつ適切な対応をめざします。

イ．支援施設等の活用

市教育委員会は、「なかよし教室(加茂町)」「ほっとはぁと(大東町)」「ふぁーすと(三刀屋町)」の3ヶ所の教育支援センターを開設しています。また、吉田町及び掛合町には訪問支援員を配置して、不登校児童生徒への対応を図っています。各センターは、その活動形態として、相談活動を重視しているところもあれば、学力保障と体験活動を重視しているところもあり、それぞれに特徴をもっています。各センターは、今後、児童生徒の状況に応じた適切な支援に一層努めるとともに、家庭への訪問支援や保護者の相談体制の充実も図ります。

指導・支援体制の充実

学校が不登校傾向の児童生徒を把握した場合、学級担任だけで対応するのではなく、ただちに複数教員による支援チームを立ち上げて、その後の対応を検討することが大切です。その際、過去の児童生徒の状況や最近の様子、学習態度や友人関係、家庭環境など、できるだけ多くの情報を得ることが必要です。

学校は、迅速かつ適切な対応を図るため、日々児童生徒理解の充実に努めます。市教育委員会は、学校や市健康福祉部、児童相談所、民生委員、島根県教育センターなど関係機関との連携を強化し、指導支援体制のさらなる充実を図ります。

ア．校内支援体制の強化

学校は、不登校児童生徒に対して、生徒指導主任・生徒指導主事を中心に、管理職や養護教諭を含めた複数教員のチームによる支援を行います。また、状況に応じて適切に対応することにより、支援方法等の改善に努めます。その具体的な対応としては、

別室登校の場合は、学力保障や学級復帰に向けた取組を行う。

欠席が目立つ場合は、家庭との連携・強化を図る。

引きこもりがちな場合は、学校外支援施設の紹介や訪問支援を勧める。などがあります。

イ．支援員等の配置

市教育委員会は、学級に入れにくい児童生徒への支援や、悩みを抱える児童生徒への支援が必要な場合には、学校に支援員を配置し、児童生徒の支援と学校の負担軽減を図っています。また、専門的知識をもつスクールカウンセラーを活用し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや、教員への研修などを実施し、児童生徒の不安解消や教員の資質向上を図っており、今後も一層の充実に努めます。

3．「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進

近年、若者の勤労観や職業観の未熟さが懸念されています。改正教育基本法では、教育の目標に、勤労を重んずる態度の育成や、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度の育成について新たに付け加えられるなど、公共の精神や勤労観を醸成することの重要性が示されています。

一方、平成 19 年度に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果からは、「将来への夢や希望をもっている」と答えた本市の児童生徒の割合が、全国平均・県平均を下回っていることが明らかになりました。

こうした社会の要請や児童生徒の実態から、市教育委員会は、子どもたちがふるさと雲南の「人・もの・こと」などの地域資源を教材として学びながら、人々の温もりや生き方にふれ、将来への夢や希望を抱き、さらには勤労観や職業観を発達段階に応じて身に付けるための学習プログラムとして、「『夢』発見プログラム」を平成 19 年度に策定しました。市教育委員会は、すべての小・中学校での実践を通し、ふるさと雲南への誇りと将来への夢や希望をもち、すすんで社会貢献していこうとする心豊かな子どもの育成に努めます。

(1) キャリア教育の推進

キャリア教育とは、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育です。キャリア教育の推進にあたっては、これまでの教育課程をキャリア教育の視点で見直し、さらに創意工夫し、教育活動全体を通して組織的、系統的に取り組んでいくことが重要です。

「『夢』発見プログラム」は、キャリア教育について、小・中学校を通じて指導の系統性をもたせるとともに、教科や道徳、特別活動等との関連を学年ごとに示しています。市教育委員会は、本市の学校がこのプログラムに取り組みやすくなるよう、地域全体で学校や児童生徒を支援する体制づくりを進めます。

各学校の特色を生かしたプログラムの展開

「『夢』発見プログラム」では、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「歴史と文化」「生活リズムと『食』」の 4 つの重点内容を定め、本市のすべての学校で共通して取り組むこととしています。一方、地域にはそれぞれ

貴重な教育資源があり、各学校はこれを生かした特色ある教育活動を推進していく必要があります。学校は、プログラムの展開に際し、共通教材の取扱いの工夫やプログラム以外の地域教材の活用など、一層創意工夫を凝らした活動を実践します。

推進体制の充実

各学校の特色あるキャリア教育を推進するためには、校内で共通理解を図るとともに推進体制を構築していくことが必要です。市教育委員会は、そのための研修会の実施や学校間の情報交換の場の設定、「雲南市こども応援団」の整備・推進など、「『夢』発見プログラム」の積極的な推進に向けた支援を行い、キャリア教育のさらなる充実と発展をめざします。

地域ぐるみの支援体制の構築

キャリア教育を推進するには、家庭や地域住民等との協力が不可欠です。「『夢』発見プログラム」を推進するにあたって、その中に位置づけられた「『夢』発見ウィーク」を実施するには地域の事業所の協力が必要です。また、「お弁当の日」や「ノーマディアの日」を推進するには家庭の協力が必要となってきます。さらに、1泊2日の「幸雲南塾(13)」や「通学合宿」等の社会教育事業、鉄の歴史博物館や永井隆記念館等の社会教育施設と連携を図ることも、教育効果を高める上で非常に大切です。

市教育委員会は、市民全体への啓発活動を行うことはもとより、教育支援コーディネーターや地域コーディネーター、社会教育コーディネーターなどが連携して学校支援のコーディネート役となり、学校、PTA、地域自主組織等と協力し、学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、地域ぐるみの学校支援体制の構築をめざします。

(2) ふるさと教育の推進

ふるさと教育とは、ふるさとへの愛着と誇りを育てるとともに、ひたむきさ、優しさ、素直さ、強さ、心の広さなど、豊かな心とたくましさを育成するものです。そのためには、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習教材として取り入れるとともに、地域の人とのふれあいや様々な体験活動を、教育活動の中に積極的に取り入れることが重要です。

市教育委員会は、これまで各学校が行ってきたふるさと教育を、キャリア教育、「『夢』発見プログラム」の根底に位置づけ、一層の充実を図っています。そして、ふるさと教育をはじめとしてすべての教育活動において、学校支援体制の拡充を図るために、地域コーディネーターや社会教育コーディネーターが中心となって、各学校の支援者人材バンクの整備に努めます。

「『夢』発見プログラム」の推進によるふるさと教育の充実

ふるさとの教育資源である「人・もの・こと」を活用する「『夢』発見プログラム」は、ふるさと教育推進の基盤となります。学校は、児童生徒が学んだ地域の特色や魅力を、学習発表会等を通じて地域に情報発信し、また地域の大人は、自らの知恵や技能などを生かすことで、地域の活性化、地域貢献にもつながります。「『夢』発見プログラム」を推進することはすなわち、子どもだけでなく地域の大人もふるさとに自信と誇りをもち、夢と希望を抱くことにもなります。市教育委員会は、「『夢』発見プログラム」とふるさと教育の一層の充実を図るため、社会教育コーディネーターや教育支援コーディネーターの配置など、学校支援体制の強化を図ります。

地域教育資源の発掘と積極的な活用

学校が、地域に潜在している多くの教育資源を発掘し、学校教育に生かしていくには、教育支援コーディネーターや地域コーディネーター、社会教育コーディネーターとの連携が大切です。学校は、常に新しい地域資源の発掘

を行い、学校独自の「人・もの・こと」リストを作成、管理し、自校の教育活動への活用を図ります。市教育委員会は、市全域にかかわる地域資源リストを「雲南市こども応援団」に掲載するなど、教育資源の共有化を図り、学校の積極的な活用の促進を図ります。

4. 中学校区内の連携・交流の推進

幼稚園や保育所から小学校、中学校へと進学する度に、子どもを取り巻く環境や人間関係は大きく変化しますが、子どもの健やかな成長のためには、一人一人の子どもへの継続したきめ細かな指導や支援が非常に重要です。このため、長期的視野に立った継続的な教育が必要となります。同じ中学校区内にある幼稚園や保育所、小学校、中学校は、地域でめざす子ども像の共有化を図りながら、幼児期から中学校卒業までを見通した教育の在り方や、子ども理解に努めています。今後、学校は、教育支援コーディネーターや地域コーディネーター、社会教育コーディネーターなどを活用し、校種間・学校間の連携を一層推進します。

(1) 推進体制の構築

本市では、子ども一人一人の成長を長期的な視野に立って見守り育てる必要性から、中学校区ごとに「子どもを育てる会」などの連携会議を開催しています。幼稚園や保育所、小学校、中学校、保護者、地域住民など関係者が集い、生徒指導、特別支援教育、学力向上、生活習慣向上などについて幅広く協議しています。この中学校区ごとの連携会議を今後さらに充実させるとともに、校長協議会や「雲南市教育研究会」などと連携しながら、広域的・協働的な視点に立って地域ぐるみの教育をめざします。

(2) 連携・交流活動の推進

環境の変化による子どものストレスや不安を軽減したり、校種間の円滑な接続を図ったりするためには、教職員や子ども同士の交流が効果的です。交流活動はお互いの顔と名前を知り、絆を深め、信頼関係を構築し、子どもたちに安心感を抱かせることができ、またいじめや不登校といった生徒指導上の課題解決にもつながります。市教育委員会は、校種間・学校間の連携・交流活動を積極的に推進し、教職員や子ども同士の信頼関係の構築に努めます。

幼児児童生徒の交流の推進

同じ中学校区の学校間・校種間の幼児児童生徒の交流活動は、スポーツや文化活動などを中心に行っています。今後も同じ中学校区で学ぶ幼児児童生徒の交流活動や、学校間・校種間の連携を密にした交流活動を継続的に実施し、人間関係づくりに努めます。

教職員の連携・交流の推進

幼稚園や保育所、小学校、中学校それぞれが、お互いの教育目標・保育目標や指導内容・保育内容などを理解し合うことは、校種間の円滑な接続には欠かせません。市教育委員会は、校種間の連携会議が単なる情報交換の場にとどまるのではなく、公開授業や教職員の交流活動、研修の推進につながり、授業力や学級経営力など教師力の向上が図られるよう、一層の推進に努めます。

家庭・地域との連携・交流の推進

学校・家庭・地域住民の間で、地域で育てたい子ども像の共有化を図ることは非常に重要です。市教育委員会は、PTA組織や地域自主組織、「青少年育成協議会（14）」などと連携を図り、子育てに関する情報交換や交流

活動を進め、地域全体で子どもをはぐくむ体制づくりに努めます。

- 1 「雲南市食育推進計画」とは、豊かな食に恵まれた本市の風土を次の世代へしっかりと受け継ぎ、将来にわたって市民が健康で豊かに暮らせるよう願いを込め、平成 20 年度に策定されました。この計画は、「子どもの調理活動や生命にふれる体験を増やしていく取組」「食育に関して若い世代を応援する取組」「雲南市の恵まれた食をもっと多くの市民に知ってもらおう取組」から構成されており、これらの取組を推進するための体制づくり、計画の実現に向けた様々な施策が盛り込まれています。
- 2 「すすく『夢』カード」とは、市教育委員会が平成 20 年度に文部科学省の「家庭教育支援基盤形成事業」の委託を受けて作成したものです。幼児から中学生までの保護者が子育てに関してカードに記載された事項を基に意見交換できるようになっています。
- 3 「子育て支援センター」とは、育児不安についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援や情報提供など地域の子育て家庭への育児支援をしています。
- 4 「身体教育医学研究所うんなん」とは、身体教育医学に関する総合的かつ実践的な調査研究機関で、平成 18 年度に設置されました。ここでは、健康づくりに関する調査研究や、介護予防活動の推進・支援、地域の健康づくりリーダーの育成、運動好きの子どもを増やす取組等を行っています。
- 5 「スクールカウンセラー」とは、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者で、児童生徒や親の相談活動のほか、教職員への指導・助言を行っています。勤務は、学校によって異なるものの、概ね中学校では週 1 回、小学校では月 1 回程度の勤務となっています。
- 6 「雲南市特別支援連携協議会」とは、教育関係者や医療関係者、福祉関係者、学識経験者などで構成し、本市の特別支援教育全般について協議したり、市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人への支援の在り方を、より専門的な立場から協議する会議です。
- 7 「個別の指導計画」とは、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。
- 8 「個別の教育支援計画」とは、障がいのある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成される計画です。
- 9 「雲南市特別支援教育推進委員会」とは、校長協議会及び教頭会の特別支援教育推進委員と市教育委員会で構成し、本市の小・中学校の特別支援教育に関する課題や対策、体制づくりなどについて協議する会議です。
- 10 「生徒指導推進委員会」とは、校長協議会の生徒指導推進委員と市教育委員会で構成され、本市の生徒指導に関する課題や対策、体制づくりなど生徒指導全般について協議する会です。
- 11 「積極的な生徒指導」とは、授業の充実を図るとともに、児童生徒を共感的に理解し、様々な体験活動を通して達成感・充実感を味わわせたり、あるいは生活規律の指導を徹底したり、保護者・地域との連携・協力を図ったりするなど、日常の生徒指導に一層の配慮を行う指導・支援のことで、
- 12 「児童生徒記録票」とは、不登校やその心配のある児童生徒について、状況や支援の実際、家庭や学校外からの情報等を継続的に記録しておくものです。市教育委員会で様式を統一し、個人情報として取扱いに十分注意しながら、成長に伴って上の学年・学校に引き継ぎ、校種を越えて一貫した指導・支援を行うことに役立てています。
- 13 「幸雲南塾」とは、本市の中学校 3 年生の希望者を対象にした、1 泊 2 日のキャリアアップセミナーです。本市の仲間としての一体感をもった活動に取り組むことにより、市民としての自覚とふるさとへの自信と誇りを高め、本市の次世代を担うリーダーを育成するとともに、人との出会いを通し、自分の夢に向かって進んでいこうとする意欲を高め、夢を実現するためにすべきことを理解し、志を立て、努力していこうとする自己意識の高揚を図ることをねらいとしています。
- 14 「雲南市青少年育成協議会」とは、青少年を取り巻く問題の重要性から、関係機関・団体と協力して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、様々な事業を行う会です。

第3章 心豊かでたくましい人づくりをめざした社会教育の推進

1. 雲南市の社会教育推進体制の構築

社会の変化とともに、社会教育に求められる使命も変わる中で、教育基本法の改正、平成20年の中央教育審議会の答申、社会教育法の改正がなされ、新しい社会教育の視点が示されました。本市では、この視点を踏まえた社会教育行政を推進する中で、特に学校・家庭・地域との協働による子どもを中心に据えた社会教育の推進を図ります。

そして、平成22年度から各中学校区に社会教育コーディネーターを配置することにより、社会教育の推進体制の強化を図ります。

(1) 今後の社会教育の視点

教育基本法の改正、中央教育審議会の答申、社会教育法の改正を踏まえ、本市の社会教育の重点施策を推進する上で、次の視点を重視して様々な活動に取り組んでいきます。

第一に、個人の興味や関心に基づく学習、いわゆる「個人の要望」と、自立した個人の育成や自立した地域社会の形成のために必要な学習、いわゆる「社会の要請」については、これまで「個人の要望」に応える学習が多くありました。今後は、特に子どもを取り巻く課題の大きさから両者のバランスを考慮し、「社会の要請」に関する学習を拡充することが重要です。

第二に、社会教育行政の新しい任務として次の4点を明確にします。

学習成果の活用による社会全体の教育力の育成

学校・家庭・地域の連携・協力関係の構築

学校への支援

家庭教育への支援

第三に、同一視されがちであった生涯学習と社会教育の違いを明確にし、社会教育行政を推進していくことです。生涯学習は、学校教育、家庭教育、社会教育等による学習を包含する広い概念です。一方、社会教育は、生涯学習を支援する教育として位置づけられ、生涯学習の振興・推進の中核的な役割を果たすものです。

(2) 学校・地域との協働の推進

子どもの「生きる力」をはぐくむことを社会教育・学校教育の共通の目的・目標とし、お互いに共有化を図ります。この目的・目標の共有化が「学社連携・融合(1)」の基本となります。

これまで市教育委員会が、特に「生きる力」をはぐくむ事業として進めてきた「『夢』発見プログラム」や「学校支援地域本部事業」「ふるさと教育推進事業」「平和教育」については、今後さらに学校・地域と連携して展開を図ります。

また、地域住民(大人)が組織する実行委員会形式で展開している「放課後子ども教室」は、今後も地域住民の協力の下に市全域で展開していきます。さらに、主に公民館が進めてきた「通学合宿」や様々な自然体験活動は、交流センターにおいても継続できるよう地域自主組織との連携・協力を図ります。

(3) 社会教育コーディネーターの配置

地域の特性を生かしつつ、「雲南市の社会教育」という全市的な視点で社会教育行政を進めていくことができるよう、各中学校区に社会教育コーディネーター

ターを配置し、人的体制の充実を図ります。

社会教育コーディネーターの主な業務は、次の3点です。

家庭教育支援に関すること

青少年教育に関すること

学校支援に関すること

学校に配置する理由は、次の2点です。

学校のニーズや子どもを取り巻く課題を把握しやすい場所であるため

P T A や学校と連携することによって、家庭教育支援の充実を図ることができるため

また、各中学校区に配置する理由は、次の2点です。

幼小中一貫教育を推進する「『夢』発見プログラム」を進展させるため

社会教育の場としての中学校施設の利用と、より多くの地域住民による学校支援を推進するため

この社会教育コーディネーターは、平成 18 年度から各中学校区に配置している教育支援コーディネーターや、平成 21 年度から各総合センターに配置している「地域づくり担当職員（ 2）」と連携して社会教育の推進に取り組みます。また、こうした人的体制の中で、指導にあたる社会教育主事の配置に努めます。

2 . 交流センターとの連携の推進

現在、本市にある 29 館の公民館・コミュニティセンターは、平成 22 年度から市長部局所管の交流センターへと移行します。交流センターでは、地域住民の自主的な学習や活動を重視しており、交流センターに移行後も、そこでの活動主体である地域自主組織が地域での生涯学習活動を展開していきます。したがって、生涯学習の振興、社会教育の推進のためには、今後は交流センターとの連携が重要になってきます。

(1) 生涯学習振興行政の推進

交流センターで地域自主組織が行う生涯学習活動への支援は、市教育委員会と市長部局が地域の学習課題に応じて行います。これを本市の「生涯学習振興行政」として位置づけ、部局を越えて一体的に推進していきます。

(2) 地域自主組織との連携の推進

社会の要請に基づく社会教育事業である、子どもの体験活動、人権・同和教育の講座、家庭教育の支援に関する講座等の実施にあたっては、地域事情に精通した地域自主組織の協力が欠かせません。今後、社会教育コーディネーターが中心となって、このような事業を地域で推進していくために地域自主組織との連携の強化に努めます。

(3) 「地域の教育力」を生かす機会の提供

子どもが地域の歴史・文化・自然・偉人をもとに、様々な体験や学びを深めることは、極めて重要なことです。そのためには、地域の「もの・こと」を子どもに伝える地域の人(地域の先生)の存在は欠かせません。市教育委員会は、社会教育コーディネーターや教育支援コーディネーター、地域自主組織の生涯学習担当部と連携を図り、講師や地域資源の情報提供に努め、地域の教育力を子どもの学びに生かす機会を提供します。

(4) 生涯学習の支援の充実

地域には、職業や趣味で培ってきた知識や、優れた技能をもち合わせた人が多くいます。知識や技能を地域の人に伝えることは、自身にとっての学習になるだけでなく、自身の生きがいを見つけることにもつながり、地域の中での人間関係も深まります。

市教育委員会は、地域自主組織がこのような個人・団体との連携や人材育成に努め、生涯学習の推進に資することができるよう、情報提供や学習活動への助言など支援の充実に努めます。

3. 青少年の健全育成の推進

非行や問題行動の低年齢化、インターネットや携帯電話等による犯罪の増加や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下など、青少年の健全育成にかかわる社会的な課題は年々深刻化しています。その背景には様々な原因がありますが、これらの課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの責任や役割を果たしながら教育力を高め、子どもをはぐむみ、見守っていくことが求められています。

青少年が地域社会やふるさとの人と積極的にかかわりながら、夢や希望をもち健康で自立していけるよう、市教育委員会は、基本的な生活習慣の確立、多様な学習機会や情報の提供等に取り組みます。また、放課後や週末における活動や安全・安心な環境づくりの充実に努めるとともに、連携・協力体制を強化することにより、学校・家庭・地域の信頼関係の構築に努めます。

そして、市民総ぐるみにより「地域の子どもの地域みんなで育てる」機運を醸成し、青少年の健全な育成に努めます。

(1) 青少年の社会的自立の支援

本市の未来を担う青少年が、将来に向け夢や希望をもち、その実現に向けて様々な活動に取り組むことは社会の願いです。そのためには、青少年の発達段階に応じて、自主性・創造性・自立心をはぐくみ、様々な人々とのかかわりの中で、社会性を身に付け、社会の一員として貢献していく態度を養うことが大切です。市教育委員会は、本市の豊かな地域資源を活用した様々な学習機会や情報の提供に努め、明日の雲南市を担う人材の育成に努めます。

多様な学習機会の充実

「『夢』発見プログラム」の取組の一環である「『夢』発見ウィーク」の延長として、本市の中学生の勤労観・職業観、仲間意識、コミュニケーション能力を高める「幸雲南塾」を青少年教育施設を活用して行います。また、夏季休業中に市民バスに何回でも乗車できる「きよろパス(ふるさと雲南キョロキョロ探検パスポート)」を小・中学生の希望者に交付し、広く市内を探検する機会を提供することで、ふるさとに誇りと愛着をもつ青少年を育成します。このほか、中学校区を越えた広域的な交流に視点を置き、主に小学生を対象とした数日間の自然体験活動など、文化・社会教育施設の職員と協働して取り組みます。

一方で、各地域自主組織の生涯学習担当部や、地域の青少年育成団体との連携・協力の下、青少年が自主性、創造性を十分に発揮しながら、自立した社会人となるよう、地域の主体的な活動に青少年の参画を促します。また、各地域自主組織が行うスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然体験活動、「食」を通じた活動、国際交流活動等の企画・実践を支援します。

基本的な生活習慣の確立

市教育委員会は、平成 18 年度に「雲南子ども朝から元気プロジェクト(3)」に取り組み、その結果として、子どもの基本的な生活習慣の確立のためには、家族の協力も必要であることが明らかになりました。また、学校・家庭・地域の連携によって、効果を高めている事例も出ています。

今後は、子どものいる家庭の意識や生活リズムの改善を図るため、社会教育コーディネーターや教育支援コーディネーターが、PTA に対して積極的に啓発活動を行います。加えて、各地域自主組織の生涯学習担当部と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動の普及・促進を図ります。また、「ノーマディアの日」を、各中学校区で定期的に設定するなど、地域全体の取組となるよう、市教育委員会はその支援に努めます。

青少年リーダーの育成

青少年の社会活動への参加率の低下や地域活動への関心の低下も指摘されていることから、社会教育コーディネーターと地域づくり担当職員との連携により、地域自主組織等が行う野外体験、環境美化、伝統文化、スポーツ・レクリエーション活動等への青少年の参加を促します。

また、市民との協働による企画・実践を通して、市民としての自覚をもって社会をリードする広い視野をもった人材育成をめざし、市教育委員会が行う自然体験活動、ボランティア活動、国際交流活動等に指導者として参画するよう、本市出身の高校生や大学生に対して積極的に促します。

体験活動等の情報提供

これまで、主に小学校区を基準とした範囲で地域の青少年育成団体が行う体験活動や、小学校区・中学校区を越える広域的な交流を視点とした体験活動等の情報提供に努めてきました。

今後は、社会教育コーディネーターと地域づくり担当職員とが定期的に情報交換を行い、学校と地域の情報の共有化を図ります。そして、集まった学校や地域の情報を各地域自主組織や各学校に提供するシステムとして、各交流センターに「子ども情報BOX(仮称)」を設置し、学校と各地域自主組織との双方向によるネットワークづくりに努めます。

(2) 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり

近年、青少年による犯罪や非行、あるいは青少年が被害者となる事件、ひきこもり、ニートなど、深刻な社会問題が発生しています。このような青少年の問題に対して、すべての人々が青少年の現状を真摯に受け止め、放課後や週末の体験活動や相談対応など、市民が一体となって青少年を健全育成する環境づくりに努めます。

安全・安心な地域づくりの推進

子どもを不審者や犯罪から守る安全・安心な地域をつくるため、中学校区単位によるネットワークづくりをめざします。市教育委員会は、子どもの登下校時における防犯ボランティア、子ども 110 番の家、市青少年育成協議会、雲南警察署、学校警察連絡協議会等、関係機関との連携を一層強めるための連絡会を設置し、安全対策に関する情報の提供及び共有化を促進させ、未成年者の飲酒喫煙防止運動、有害環境の浄化等を実施していきます。また、各総合センターと連携し、市内各地域において防犯ボランティア組織の設置に努め、中学校区単位での情報連絡網の整備に取り組んでいきます。

放課後・週末における体験・交流活動の推進

総合的な放課後対策として、主に小学生を対象とした「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいます。小学校区ごとに、それぞれ実行委員会を立

ち上げ、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全を見守るとともに、学びをサポートするボランティアの参画を得て、昔の遊びやスポーツ・文化活動、野外体験活動、四季折々の催しなど、様々な体験や学びの機会を提供しています。

今後も各地域の放課後子ども教室が、これまでの取組を維持・継続し、子どもの体験・交流の場として、また市民の学習成果を発揮する場として確立するよう、市教育委員会は活動の支援に努めます。また、厚生労働省が実施する「放課後児童クラブ」と相互に連携・協力しながら、総合的・体系的に推進していく方策を検討していきます。

相談・支援体制の充実

市内3箇所を設置している教育支援センターは、不登校児童生徒の学習支援や体験活動支援、教育相談等を行っています（P 32 参照）。今後、センターでは、継続して児童生徒の状況に応じた適切な支援に努めるとともに、家庭への訪問支援の実施や、保護者の相談体制の充実に努めます。

（3）学校・家庭・地域の連携による健全育成と体制の強化

青少年が健全にはぐくまれ、社会的に自立していくためには、地域の教育力の向上が極めて重要です。子どもの教育の原点である家庭はもとより、地域、学校、青少年育成活動団体、行政、企業、警察など、青少年の健全育成に関係する団体が連携し、積極的にかかわっていくことが望まれています。一人でも多くの大人が、青少年を見守る意識を高め、日常生活の中で、できることから実践していく態度を養い、市民総ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。

連携・協力体制の強化

青少年の健全育成については、これまで雲南市青少年育成協議会を中心として取り組んできました。しかし、地域の青少年育成団体の支援及び育成を行う上で、組織に参画している関係団体の取組状況の把握や情報の共有化が不十分であるという課題があります。

今後は、雲南市青少年育成協議会の専門部（啓発推進部、青少年活動部、家庭・環境部）が中心となって、役割を明確にしながら市民総ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。また、雲南警察署、少年補導委員、雲南地域安全推進員協議会、青少年健全育成協力店協議会、雲南市民生児童委員協議会等とのさらなる連携・協力を図るため、中学校区を単位とした関係団体の連絡会を設け、地域に根ざした取組を推進します。

指導者育成の充実

青少年をめぐる環境の変化に、より効果的に対応するためには、地域の青少年育成団体の指導者の資質を上げていく必要があります。社会教育コーディネーター、地域づくり担当職員、各地域自主組織等の協働により、関係団体の指導者養成、資質向上に向けた講座を開催します。

4．家庭教育支援の充実

近年、核家族化、少子化など家庭を取り巻く環境の変化や、大人の社会性の欠如などから、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、親の子育て不安の増加や、家庭や地域での人間関係が希薄化していることも課題となっています。

こうした中、改正教育基本法では、「家庭教育」についての条文が新設され、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせること、子どもの自立心を育成し、心身の調和のと

れた発達を図ることが明記されています。そして、地方公共団体は、家庭の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めることとなりました。

市教育委員会では、市の関係部局や関係機関・団体等と連携し、家族が協力して子育てをする機運を醸成し、子育て中の親同士の仲間づくりや相談体制の構築を図り、社会全体で子育てを応援する環境づくりに努めます。また、それらも含めた学習機会や情報の提供に努めます。

なお、「子育て」という言葉には「育児」と「家庭教育」の意味がありますが、本計画の「子育て」という記述は「家庭教育」の意味として使います。

(1) 子育て意欲の向上

上述したような様々な状況により、我が子の出生までに乳幼児とかかわった経験のある親は少ない状況です。一方、育児に関する情報は溢れるほどあり、子育てに関して迷っている親や、不安を抱く親も少なくありません。このような状況の中、親が子育ての不安に押しつぶされないように、仲間づくりや相談体制の充実を図るなど、地域で支え合いながら親の不安を軽減させ、子育てに対する意欲を向上される必要があります。市教育委員会は、親の子育て意欲の向上のため、学習機会と相談体制の充実に努めます。

子育てに関する仲間づくりの支援と学習機会の充実

子育てに関して不安を抱える親が、同じ年代の子どもをもつ親同士で相談し合ったり、先輩などの経験談を聞いたりすることは、子育てについての自信や意欲を向上させる有効な方法の一つです。また、子育てに関する知識やかかわり方を身に付けることで不安を軽減させることもあります。

市教育委員会では、子育て支援センターや学校、PTAなどと連携し、より多くの親との対話や子どもとかかわる姿にふれるなど、仲間づくりの支援や学び合える機会を提供します。また、講演会や「すくすく『夢』カード」を使った学習会を開催したり、広報紙を活用したりするなど、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

相談体制の充実

本市では、これまで健康福祉部に相談室が設置され、市長部局と市教育委員会、関係機関が連携して、親の子育てに関する相談体制の充実に努めてきました。近年、就園・就学後の親にとっては、学校の教員も身近な相談相手となっており、今後、親が教員に子育てに関する相談をより気軽にすることができる環境を整備する必要があります。そのため、学校の子育て相談窓口機能が一層充実するため、教職員を対象にしたカウンセリング研修を実施します。さらに、相談を受けた教員が、親の悩みを抱え込まず、専門機関等へ円滑に引き継げるような仕組みづくりに努めるなど、相談体制の充実を図ります。

(2) 家庭の教育力の向上

親の生活リズムの乱れや規範意識、社会的役割意識の低下が、家庭の教育力低下の一因として指摘されています。こうした親の意識や行動を変えていくことも、家庭の教育力を向上させていくには重要です。市教育委員会は、家庭の教育力の向上のための学習機会や情報の提供に努めます。

親の生活リズムを整える機会の提供

「『夢』発見プログラム」で取り組まれている「ノーメディアの日」など生活リズム向上のための実践は、子どもが対象であると同時に、それにかかわる家族にとっても、食事や生活リズムについて考え、取り組んでいく機会となります。市教育委員会は、今後もこのような活動を推進していくとともに

に、PTAが主体的に課題解決に取り組めるよう、学習機会や情報の提供などに努めます。

子育て世代が地域等で活躍できる（認められる）場の創出

子育て世代の中には、地域行事などに参加することに負担を感じている人も少なくありません。しかし、地域行事は、子育て世代が地域の一員として、さらに牽引役として活躍し、周囲から認められる場であり、そのような中で大人の社会性も培われていきます。市教育委員会では、地域行事を親のための学習の場ととらえ、地域においてこうした場が設定されるよう、地域自主組織などに働きかけを行います。

講演会・学習会の開催

家庭教育への関心を高めるため、学習機会の充実を図っていくことは極めて重要です。市教育委員会は、PTAや地域自主組織等と連携し、子育て世代の生活リズムの向上や規範意識、社会的役割意識とそれに基づいた行動の向上をねらいとした講演会や学習会の開催等、学習機会や情報提供の充実に努めます。

親子活動の充実

親子活動は、子どものための活動だけではなく、親にとっても貴重な体験の場であり、親子の絆を深める機会でもあります。市教育委員会は、こうした親子の絆を深めるねらいをもった自然体験活動など、地域における親子活動の充実に努めます。

また、（絵）本の読み聞かせ活動は、親子のふれあう機会（スキンシップやコミュニケーションなど）が増え、子どもの情緒の安定につながることから、（絵）本の紹介や読み聞かせの研修会の開催などにより、親子活動の一層の推進を図ります。

（３）地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進

核家族化、少子化の中、子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域社会全体で子どもをはぐくむ環境をつくっていく必要があります。そのため、市教育委員会は、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

地域が子育てにかかわるための機会の充実

近年、他人（家）の子育てに口を挟めないという風潮があり、それがかえって子育てをする親を孤立させてしまうこともあります。こうした中、放課後子ども教室の取組などは、地域住民が子育てにかかわる機会を生み出しました。今後、放課後子ども教室では、今まで以上に地域講師を活用した親子活動を取り入れるなど、地域住民が子育てにかかわることができる機会の充実に努めます。

子育て支援者に対する学習機会の提供

祖父母や地域住民など子育てを支援する人は、親にとって身近で頼りになる存在です。子育てを支援する人が、親の心情や、子育てに対する考え方や方法を理解することによって、親へのより効果的な支援につながります。こうしたことから、今後、市教育委員会は、子育て支援者のための学習機会の提供に努めます。

5. 図書館サービスと読書活動支援の充実

現在本市には、図書館が3館（大東図書館、加茂図書館、木次図書館）、公民館図書室が3箇所（三刀屋町永井隆記念館、吉田公民館、掛合公民館）設置されています（公民館は平成22年度から交流センターに移行します。P.38参照）。各図書館には司書を配置し、読み聞かせや親子活動の実施、地区配本など特色ある図書館サービスを提供しています。しかし、図書室には司書が配置されておらず、記念館と公民館の職員が図書の貸出に携わっています。少子高齢化、高度情報化、地方分権など急速な変化を遂げる社会環境の中において、市教育委員会は、今後も「だれもがいつでもどこでも質の高い図書館サービス」を受けることができるよう、その充実に努めます。

(1) 図書館資料の充実

市民の多様な読書需要や課題解決に応えるためには、図書資料の充実は欠かせません。新刊図書や雑誌、新聞の確保、また行政資料や郷土資料の収集、整理、保存等を行い、図書館の機能を十分に発揮できる資料の充実に努めます。

(2) 図書館サービスの充実

図書館は「いつでもどこでも学べる環境をつくる」ため、誰もが利用しやすい場所として機能することが求められています。そのために、資料等に関する相談を受けるレファレンスサービスや、子どもに本との出会いを提供する読み聞かせ等の児童サービス、対面朗読・録音朗読等の障がい者サービスなど利用者の状況に応じたサービスの提供に努めます。

また、季節や時節に応じた図書資料の展示や図書館だよりの発行、関係機関や団体が発行するパンフレットやチラシの提供など、情報発信の充実にも取り組んでいきます。さらに、より充実したサービスを提供するため、司書の資質向上のための研修機会の充実に努めます。

一方、司書が配置されていない図書室においては、司書を派遣し地域のボランティア等に対して、図書の配置方法や修繕、装備等に関する研修や実践の場を設けるなど、各図書室の実状や特色に応じた図書サービスを行っていきます。

そして、今後は遠隔地利用者の利便性や利用拡大のために、自宅のパソコンなどから図書館の図書資料の検索ができるインターネット検索システムの導入を検討していきます。

(3) 図書館と学校とのネットワーク化の推進

市立図書館と小・中学校図書館が、それぞれの蔵書状況を把握できるようにするため、平成21年度に市立図書館と小・中学校図書館のネットワーク化を行いました。市立図書館では、これまでも学校への学習・読書活動支援として、図書資料を貸し出していましたが、このネットワーク化により図書資料の貸出依頼が増えることが予想されます。今後、学校や子どもたちの要望に対応できるよう、市立図書館と学校との貸出体制を整備し、相互の連携・協力を進めていきます。

また、市立図書館と学校相互の図書資料の貸出を可能にするメール便の導入など、限られた資料を市全体で有効に活用できる支援システムを構築していきます。

(4) 子どもの読書活動の推進

本市の各地域では、地域の読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動が行われています。市教育委員会は、今後もそれらの活動を支援するとともに、読

書ボランティアを養成する研修会を開催するなど、地域における読書活動の一層の充実に努めます。

また、子どもが本に興味や関心をもち、本に親しみながら「読む力」をはぐくむため、図書館は、地域の友だちと一緒に読書をする子ども読書会活動、ボランティア団体による「図書館まつり」や「朗読劇」、学校の昼食休憩時に市立図書館を訪問する「図書館ツアー」等を引き続き行っていきます。

このほか、図書室においては、読書ボランティア、学校、関係機関が連携・協力して研修会や講演会を開催するなど、子どもの読書推進のための情報提供やネットワークの促進に努めます。

6. 人権・同和教育の推進

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つにあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるよう、侵すことができない永久の権利として保障しています。

市教育委員会は、市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」をめざし、同和教育をはじめとするさまざまな人権問題の解決に重点的に取り組み、人権を基本に据えた市政を推進するため、人権・同和教育の推進に努めます。

(1) 人権・同和教育の基本的な考え方

人権・同和教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実状等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、推進していく必要があります。社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の一層の充実に努めていく必要があります。そのため、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められています。

市教育委員会は、市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、人権への配慮や態度が日常生活での行動に表れるよう、人権意識を高めていくための施策を積極的に推進します。

また、本市には、「愛に生き、平和に生きた、永井隆博士」という偉大な先人の存在があります。本市が、平成17年11月に「平和を」の都市宣言を行ったことは全国に誇れることであり、永井隆博士の「如己愛人」「平和を」の精神と共に、未来へと継承していくことが必要です。そのため、市教育委員会は、平和教育を人権・同和教育の一環として取り組み、市民がお互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりの溢れた明るい雲南市を築いていきます。

(2) 人権・同和教育、平和教育の推進

市民一人一人が人権について自分自身の問題としてとらえ、正しい理解と認識を深め、差別問題解決のための実践につながるような教育・啓発活動を行っていくことが大切です。市教育委員会は、今後も学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じた実践的な教育・啓発活動を推進します。

学校との連携の強化

豊かな人権感覚を養っていくには、乳幼児期から発達段階や個性に応じた教育が必要です。そのためには、市教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、

中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育担当者と連携を図っていくことが大切です。今後も定期的な連絡会を開催するなど、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導や支援を行います。

また、学校教育における人権・同和教育の推進には、教職員の役割と自覚が重要となることから、市教育委員会は、教職員に対する継続的な研修会の開催や情報提供など、学校との連携を強化します。

地域における人権・同和教育の推進

市民の人権意識を高めていくには、生涯各期に対応した多様な学習機会を提供していくことが大切です。市教育委員会は、交流センターや地域自主組織の生涯学習担当部、自治会、各種団体などが自主的に行う講座や研修会の開催を促進するとともに、指導者の紹介を行うなど支援に努め、学習機会の充実を図ります。

家庭における人権・同和教育の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、人権意識をはぐくむ上で重要な役割を担っています。また、他者への思いやりの心や善悪の判断力等を身に付ける教育の場として極めて重要です。

市教育委員会は、交流センター、自治会を単位に、人権に関する認識や理解を一層深めるための講演会や研修会を継続的に開催し、家庭における人権・同和教育の推進に努めます。

企業等の取組への支援の充実

企業等においても、不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、高齢者・障がい者の不公正な雇用などの人権問題は重要な課題となっています。

現在、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）には「雲南地域同和問題企業等連絡協議会」が組織され、人権・同和問題に関する講習会や研修会等の職場内研修の開催や、各種啓発資料等の作成・配布、街頭啓発活動などに積極的に取り組まれています。今後もこうした企業等の取組に対し、市教育委員会は、必要な活動支援を行っていきます。

特定職業従事者における人権・同和教育

公正で差別のない社会を実現していくには、人権教育にかかわりの深い公務員など特定の職業に従事する人に対する教育・啓発活動を特に推進していく必要があります。市教育委員会は、今後も関係機関と連携を図り、研修機会と情報提供の充実を図ります。

ア．公務員

本市の行政に携わるすべての職員は、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められています。職員一人一人が様々な人権問題について正しく理解し実践につながるよう、今後も市教育委員会は、市関係部局と連携を図り、職員を対象にした研修会を開催し、職員の資質の向上に努めます。また、本市の議会議員に対しても研修会を行い、理解を深める取組を行います。

イ．その他の従事者

教職員等教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権教育に関係の深い職業に従事する人に対しても、教育・啓発活動は大切です。市教育委員会は、関係機関と連携を図り、研修機会の充実に努めます。

平和教育の推進

本市は、平成 17 年に「平和を」の都市宣言をしました。その宣言文の趣旨に沿い、平和教育として重要な教材である「永井隆博士の生き方」を学ぶ機会を提供し、身近な平和教育を推進していきます。特に、平成 3 年から実施している「永井隆平和賞」を平和教育の学習機会の柱として、今後も継続

して実施していきます。

(3) 重要課題への取組の充実

市民一人一人が様々な人権問題を理解し、その解決に向けた実践力を高めていくには、『『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画で示された重要課題(4)』について、取り組んでいくことが重要です。

特に、同和問題は人権問題の重要な柱であり、その理解と解決を図ることは、様々な人権問題を理解することにもつながり、相手の立場になって考えられる思いやりの心の育成につながります。

また、本市では、女性の人権問題の解決にも重点を置き、「雲南市男女共同参画計画」の策定や、それに基づいた様々な施策を講じています。

こうしたことから、市教育委員会は、今後も同和問題、女性の人権問題を重点に、様々な人権問題解決のための諸施策を推進します。

同和問題への取組の充実

同和問題は、我が国固有の人権問題です。本市では合併前から町村ぐるみの推進体制として「同和教育推進協議会」を組織し、各種の教育・啓発活動を実施してきましたが、依然として差別が根強く存在していると指摘されています。本市においても未だに差別事象が発生していることに鑑み、差別意識解消に向けて、さらに取組を充実・強化していきます。

ア．差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題について正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組むには、学習内容や方法等の創意工夫が大切です。そのため、市教育委員会は、ワークショップなどの参加型の研修会や、わかりやすい啓発資料の作成等、学習内容や方法等の創意工夫に努めます。

イ．進路保障への取組の推進

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒が、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志をもち、豊かな自己実現を図っていくためには、進路保障の取組が大切です。市教育委員会は、学校教育はもとより社会教育においても、学習活動や体験活動を通して、児童生徒の進路保障の充実に努めます。

ウ．就労問題への取組の推進

就労問題に対する取組として、様々な機会を通して雇用主に対して公正な採用選考について啓発を進めていく必要があります。そのため、市教育委員会は、島根県労働局、ハローワーク、雲南地域同和問題企業等連絡協議会等と連携を図りながら、企業等の取組への支援を行います。

女性の人権問題に対する取組の充実

性別による固定的な役割分担意識からくる女性への差別や人権侵害は依然として根強く残っています。また、セクシュアル・ハラスメントや、女性への暴力(DV)等の課題もあります。これらの課題解決に向け、市教育委員会は、男女共同参画の一層の推進に努めます。

ア．男女共同参画の推進

本市では、平成 19 年 3 月に「雲南市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を行っています。特に、男女共同参画推進委員や、県サポーターなどを中心に啓発事業実行委員会を組織し、地域に出かけて行う「地区懇談会」「寸劇上演」では、参加者が日常の生活の中での様々な差別意識に気づく場・機会を提供しています。今後も、これらの取組を継続して実施し、男女共同参画の推進に努めます。

イ．相談体制の充実

女性に対する暴力や、様々な問題を抱えて悩む女性を支援するため、相

談活動の充実が求められています。市教育委員会は、男女共同参画センターや女性弁護士が行うDV相談を含めた女性相談、自立支援などの取組の充実に努めます。

7. 文化活動の推進

芸術などの鑑賞や、芸術・文化活動に参加し創造する体験をもつことは人々の精神的充実感の達成に資するとともに、豊かな人間性、創造性が培われ、ひいては地域の創造性を高め、地域の活性化につながります。

本市においても、固有の歴史や文化を継承・活用することにより、ふるさとへの愛着と誇りが培われるよう地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、広く市民が多様な芸術・文化にふれることのできる取組を積極的に推進していきます。そのため、芸術・文化活動に関する情報や場の提供、学校や文化団体への支援、文化施設との連携の拡充などにより、市民が主体的に参加できる体制の整備に努めます。

(1) 芸術・文化に親しむ場や機会の提供

これまで学校や市民に対して、芸術・文化にふれ、親しむ場や機会の情報提供を行ってきました。その一方で本市では、市内の文化・体育施設の管理運営を指定管理者である株式会社キラキラ雲南が行い、本市の多彩な芸術・文化活動の推進に大きな役割を果たしています。特に、芸術活動の分野では、鑑賞事業だけでなく「参加・体験型」「育成型」の事業に全国の中でも先進的に取り組んでいます。

このように、本市では市内の文化・体育施設の指定管理者が、本市全域を網羅した芸術・文化活動の企画・運営を行っています。今後も市教育委員会と指定管理者が連携して、芸術・文化に親しむ場や機会を提供することにより、市民の関心を高め、活動への参加意欲の促進に努めます。

(2) 学校等における芸術・文化活動の支援

幼児期から少年期において、心の教育や情操教育、あるいは表現力やコミュニケーション能力、創造力の育成・向上は必要不可欠であり、これらの能力をはぐくむためにも、青少年にとって芸術・文化活動は欠かせないものとなっています。また、青少年が地域の伝統芸能にふれることにより郷土への愛着や誇りが生まれます。このような機会や活動に対して、市教育委員会は、文化庁や文化関係機関(団体)等による助成制度の情報提供や指導・助言など必要な支援を行います。

子どもを対象とした舞台芸術・音楽活動の充実

市内の文化施設等において、「ピリオネア大学(5)」や吹奏楽、演劇活動事業など様々な団体が芸術・文化活動を展開しています。市教育委員会は、文化庁や文化関係機関(団体)からの助成や支援を積極的に活用し、これらの団体の活動が円滑に展開できるようその支援に努めます。

地域の伝統芸能体験の推進

子どもたちが学校で地域の伝統文化にふれることは、郷土への愛着をはぐくむとともに、将来伝統芸能の継承につながるものと期待されています。市教育委員会は、こうした活動を推進し、地域の伝統芸能体験活動のための環境づくりを支援していきます。

子どもへの情報提供の充実

子どもの活動の機会を拡充するためには、保護者も含めて芸術・文化活動

等への興味、関心を引くための情報提供が必要です。そのため、市教育委員会は、効果的な広報活動の充実に努めます。

(3) 市民の文化活動の促進

市民の文化活動が盛んになることは、個々の人生や生活を豊かにするだけでなく、地域の活力や創造力も高まり、地域づくりにもつながります。この活動を活発にするには、活動の機会と情報の提供が大切です。市教育委員会は、交流センターや地域自主組織、文化団体等が行う各種教室に対して、情報提供などの支援を行い、市民の文化活動の促進を図ります。

地域の文化資源を生かした新しい芸術・文化の創造

新たな芸術・文化、芸能を創造するには、機運の盛り上がり、指導者の確保、人材の発掘など様々な条件が必要となってきます。このような活動に指定管理者や文化団体、地域芸能団体等の関係者が協働して取り組むことができるよう、市教育委員会はその支援に努めます。

情報提供の充実

市民の文化活動への興味・関心を高めるには、効果的・広域的な広報活動が求められています。市教育委員会は、市内全域に芸術・文化活動の情報が行き渡るよう、市報はもとよりケーブルテレビや市内告知放送など各種広報媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。

雲南市文化協会の活動への支援の充実

雲南市合併前まで各町単独で組織されていた文化協会は、平成19年に「雲南市文化協会」として一本化されました。これにより、今日では協会に所属する同種の文化団体が連携してイベントに取り組むまでになりました。市教育委員会は、今後もイベント開催に向けた活動が促進できるよう文化協会の事務局である指定管理者と連携して、その活動支援に努めます。

8. 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。これは、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。各地域においても、その文化財を適切に保存・継承し、積極的に活用することにより、地域への思いが喚起され、地域の人々の誇りが高まり、さらに郷土への愛着を促すことができます。

本市には、市指定文化財から国宝にいたる85件の文化財が所在しています。これらの文化財は本市の歴史にとって欠くことのできないものであり、文化財保護法の精神の下に、将来に向けて守り伝えなければなりません。また、この法律では文化財を積極的に公開することも明記されています。国、県、市はもとより、所有者、そして市民と共に文化財を保護・保存し、次世代に継承するとともに、積極的な公開・活用に努めます。

(1) 文化財保護と愛護の普及・啓発

本市には、特有の遺跡や歴史資料、また、伝統芸能や民俗資料など有形、無形の文化財が多く所在しています。これらの文化財のうち、特に一ヶ所からの出土では全国最多となる39個の銅鐸が出土した「加茂岩倉遺跡」や、製鉄関連施設とたたら製鉄に携わった人々の集落が山内として唯一残されている「菅谷たたら山内」は、本市の歴史遺産であり、市民にとっては郷土の誇りです。

市教育委員会では、このような郷土の誇りとなる文化財を保存・整備するこ

とにより、市民に文化財保護の意識を喚起し、文化財愛護の普及・啓発に努めます。

加茂岩倉遺跡の整備と活用

平成 8 年に出土した加茂岩倉遺跡の銅鐸は、平成 20 年に国宝に指定されました。市教育委員会は、加茂岩倉遺跡の銅鐸や出土地が、さらに市民の誇りとなり、銅鐸をはじめとする文化財に親しみをもつことができるよう、この銅鐸出土地周辺を史跡公園として整備し、その活用を図ります。

菅谷たたら山内の保存・活用

重要有形民俗文化財の「菅谷たたら山内」は、平成 21 年度に本市が所有することになりました。これを受けて、市教育委員会は、老朽化した建物を保存・修理し、その保護と活用を図ります。

(2) ふるさを歴史から学ぶための文化財の公開と活用

市内各地に所在する有形、無形の文化財には、その地域でしか知られていないものから、全国に知られるものまで様々なものがあります。いずれも先人の知恵と汗によって作り上げられたものであり、こうした文化財から歴史や文化を学びとるため、市教育委員会は、積極的にその公開と活用を推進していきます。

雲南市歴史資料収蔵センターの設置と活用

本市には、多くの考古資料をはじめ、合併以前の各町村の歴史を伝える貴重な記録や映像資料など、様々な歴史資料が存在しています。これらの資料は本市の歴史を知る上で欠かすことのできないものであり、後世に伝え残していかなければなりません。そこで、市教育委員会では、これらの歴史資料を収集、整理した「雲南市歴史資料収蔵センター」を設置し、郷土の歴史・文化に対する市民の理解の促進に努めます。

子どもたちへの文化財の公開・活用

文化財は、子どもたちがふるさとに愛着や誇りもつための重要な地域資源です。市教育委員会は、文化財に関する出前講座や、島根県埋蔵文化財調査センターが行う子ども文化財教室などを通し、子どもたちが地域、学年に応じて文化財を学び、理解する取組を進めていきます。

市民への文化財の公開・活用

近年、古代出雲の歴史や文化に関心を寄せる人が増えつつあり、本市においても同様の傾向が見られます。

「雲南ブランド化プロジェクト」では、市内に所在する史跡、伝承地、景勝地のほか伝統文化などを「歴史の幸」と位置づけています。市教育委員会は、さらに多くの市民がこの「歴史の幸」について理解を深められるよう、文化財出前講座や市民大学の開催、また考古資料等の展示・公開など、学習機会や情報の提供に努めます。

(3) 地域に根ざした民俗芸能等の継承

古くから地域に伝えられてきた神楽や盆踊りなどの無形民俗文化財は、その地域の文化を形成してきた歴史の証であり、現在に息づく伝統文化です。近年、幼稚園から中学校においても、ふるさと教育の一環として、これらの民俗芸能を体験する活動が展開されています。このことは、将来、民俗芸能を継承していく上で大きな効果が期待されます。

その一方で、地域に根ざしたそれぞれの民俗芸能の保存・継承に関しては、その地域の振興にもかかわる重要な課題です。地域が主体的に民俗芸能等の継承に取り組む中で、市教育委員会は、交流センターや関係機関などと連携しながら後継者育成に対する支援を行っていきます。

9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

近年、人々のスポーツに対するニーズは、少子・高齢化社会の到来や余暇時間の増大、価値観の多様化等の影響で、競技志向に加えて健康志向も高まってきました。そして、健康で活力のある生活を送るためには、生涯にわたってスポーツに親しんでいくことが重要であると認識されるようになりました。

本市においても、生涯にわたったスポーツ活動の推進は、明るく豊かで活力のある社会の形成へとつながり、市民一人一人の心身の健全な発達には必要不可欠なものであることから、今後もその振興を図っていきます。

(1) 生涯スポーツ活動の充実

子どもから高齢者まで、市民の誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことにより、健康で文化的な明るい生活が毎日送れるような環境づくりを進めていくことが必要です。また、気軽に参加できるスポーツ活動は、個人の健康づくりとともに市民の交流を深めることにもつながり、人と人とのコミュニケーションづくりの場にもなります。余暇時間を有効的に活用するためにも、今後、生涯スポーツ活動に対する市民の期待は大きいことから、生涯スポーツ活動の一層の充実に努めます。

体育指導委員によるスポーツ活動の普及

スポーツ活動は、幼児から高齢者まで幅広い年代で楽しむことができます。そのスポーツ活動を普及するため、市教育委員会は、親子での遊びを中心とした教室や、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進など、「体育指導委員（6）」を中心に進めていきます。また、体育指導委員を対象とした各種研修会や養成講座を活用し、今後もその育成に努めます。

地域運動指導員との連携

市民の運動やスポーツの推進を図るには、地域における取組が重要です。「身体教育医学研究所うんなん」は、各地域で健康づくりリーダーとして市民に運動の普及や生活指導を行う「地域運動指導員」を養成する研修を実施しています。市教育委員会は、市民が気軽に運動を楽しみながら健康づくりができるよう、「身体教育医学研究所うんなん」との連携を強化します。

(2) 幼児期の運動（遊び）の推進

就学前の幼児期は、遊びを体験する大切な時期です。子どもは、日常の遊びや自然環境の中で、親子一緒に遊びを体験することにより、身体の諸機能が総合的に発達していきます。市教育委員会は、今後、「身体教育医学研究所うんなん」等の関係機関と連携し、幼児期における子どもの親子体験活動等の推進に努めます。

(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進

少年期（概ね10～14歳）は、多様なスポーツを体験する中で、スポーツ習慣や基礎的な体力を培っていく時期であり、青年期（概ね14・15歳から24・25歳）は、身体的な機能が最もピークに達し、スポーツ活動の進歩が著しい時期です。

これらの時期は、子どもから大人へ身体が成熟する時期でもあり、スポーツ少年団活動や部活動を体験することから、心身の鍛錬を通して成長することで、社会生活に適応していくための様々な能力が養われます。そのため、子どもたちがこれらの時期にスポーツ活動に親しむことができるよう、市教育委員会はスポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

子どもの体力の向上

国が行う「体力・運動能力調査（スポーツテスト）」によると、子どもの体力は、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いており、本県においても、全国調査同様の傾向が見られます。

子どもの体力を向上させるためには、単に身体的な体力向上をめざすのではなく、「早寝早起き朝ごはん」の徹底など生活習慣を向上させる取組も必要です。市教育委員会は、今後、市健康福祉部や「身体教育医学研究所うんなん」等と連携を図り、生活習慣向上も含めた子どもの体力向上に向けた取組の推進を図ります。

スポーツ少年団活動の推進

少年期におけるスポーツ活動は、体だけでなく心の健やかな成長にも大きな役割を果たしています。スポーツ少年団活動は、スポーツを通して協力することや相手を思いやることの大切さ、自ら考えて行動する能力などを習得することを目的としています。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、基本となる様々な運動をはじめ、交流活動、学習活動、社会活動なども事業内容として取り組んでいます。

今後もこのような望ましい活動を推進するために、市教育委員会は、雲南市スポーツ少年団連絡協議会と連携しながら、指導者や保護者に対して、研修機会の提供や啓発活動を行っていきます。

運動部活動への支援の充実

本市の中学校では、運動部活動が盛んに行われていますが、生徒数の減少に伴う教員定数の減少もあり、一つの部に複数いた顧問が1名で対応しなければならない状況も発生しています。また、指導者不足から、運動部活動そのものの存続も問われています。一方で、スポーツの多様化に伴い、保護者から新たな種目の設置を要望される学校もあります。このように、運動部活動は多くの課題を抱えています。

こうした中、市教育委員会は今後、技術の向上や指導者不足の解消を図るため、地域の指導者が学校の部活動を支援する体制の構築をめざすとともに、指導者の養成に努めます。

子どものスポーツ障害への対応の充実

本市では、平成17年度より「『運動器の10年』日本委員会（7）」の事業として「学校における運動器健診体制の整備・充実モデル事業」を毎年実施しています。その結果、子どもや保護者の運動器についての正しい知識と理解が少しずつ深まっています。

市教育委員会は、今後も島根県医師会や「身体教育医学研究所うんなん」との連携を図りながら、子どもや保護者、指導者に対して、予防のためのストレッチングや、けがをしたときの対処法、食事の重要性、成長期における運動器についての認識を深めるための研修会等を実施するなど、子どものスポーツ障害への対応の充実に努めます。

（4）高齢者の体力増進に向けた取組の推進

近年、高齢化が進み、高齢になっても介護を受けることなく、自分の力で元気に動くための体づくりとして、高齢者の運動推進が必要となっています。市教育委員会は、体育指導委員をはじめ、市健康福祉部や「身体医学教育研究所うんなん」等の関係機関と連携を図り、高齢者の体力増進に向けた取組を推進していきます。

取組の充実

高齢者が自身の体力を認識し、今後の体力増進への意欲や関心を高めるため、体育指導委員や地域運動指導員は、地域で高齢者の軽運動教室や体力測

定、健脚度測定等を実施しています。市教育委員会は、今後もこれらの実践を継続して取り組み、高齢者の体力増進のための取組の充実に努めます。

関係部局との連携の強化

高齢者の生きがいづくり・健康づくり事業を総合的に展開していくためには、市健康福祉部との連携が不可欠です。市教育委員会は、市健康福祉部など関係部局との連携の強化に努めます。

転倒予防の取組の充実

高齢者にとっては、転倒によって日常生活を制限されるようになり、その後、寝たきりへとつながったりすることがあります。このような状況にならないためには、日常生活における転倒予防に向けた取組が大切です。市教育委員会は、「身体教育医学研究所うんなん」と連携し、高齢者の転倒予防教室をはじめ、ストレッチ、筋力低下を予防する運動、ウォーキング等を推進し、高齢者の転倒予防に関する取組の充実に努めます。

(5) 競技スポーツの振興

本市では、競技スポーツの振興を図るため、雲南市体育協会をはじめ各種スポーツ団体が、様々な競技スポーツに取り組んでいます。市教育委員会は、今後もこれらの団体が行うスポーツ教室や大会への支援、情報提供等の充実に努めます。

雲南市体育協会への活動支援

雲南市体育協会は、市民に最も身近な競技スポーツ団体として、各支部・事業部が様々な活動を実施しています。本市では、この協会が従来から開催している大会や競技力向上のための教室等に引き続き支援をしていきます。

スポーツ指導者の養成と活用促進

多様化・高度化するスポーツ活動に対する市民のニーズに応えるためには、スポーツ指導者の確保が必要です。市教育委員会は、雲南市体育協会や各種スポーツ団体と連携を図り、高い技術・技能を有するスポーツ指導者の育成に努めます。

また、本市では、ソフトボールや陸上競技など地元企業所属のチームが活動をしています。また、国際大会で活躍する選手もいます。市教育委員会は、今後このような市内企業のチーム、本市出身の指導者・選手によるスポーツ教室を開催するなど、指導者の効果的な活用に努めます。

(6) 総合型地域スポーツクラブ活動の促進

平成 18 年 9 月に改定された国の「スポーツ振興基本計画」の政策目標には、「生涯スポーツ社会の実現」が明記されています。具体的には、「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 50 % となることをめざす」とされ、平成 22 年までに全国の各市区町村に少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成することとしています。

総合型地域スポーツクラブは、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」をキャッチフレーズとした、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブです。

このクラブは、スポーツ少年団の大きな課題である少子化によってチームが組織できないことや、指導者不足の問題、「高齢者や障がいのある人で、自らスポーツに参加しづらい状況にある人をどう支援するのか」といった地域が抱えている問題を解決していく機能をもっています。

現在、本市には複数のクラブが設立され、事業計画に基づいた活動が展開されています。市教育委員会は、今後本市全域においてクラブが設立されるよう、県教育委員会や県広域スポーツセンターの指導を受けながら、設立に向け

た取組を支援していきます。また、現在活動中のクラブに対しても、継続的に事業が展開されるよう、様々な情報提供やクラブ間の交流活動等の促進に努めます。

これから設置するクラブは、運営の中心的な役割を担う「クラブマネージャー（ 8）」や「アシスタントマネージャー（ 9）」の配置が義務づけられることとなります。今後、市内全域でクラブを設立していくためにも、これら有資格者の養成を行いながら、指導者の確保に努めます。

また、各クラブが効率的に活用できる既存の市立体育施設（体育館）を活動拠点施設（クラブハウス）として位置づけ、クラブ運営の推進に努めます。

10．生涯学習施設の整備・運営

「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会の実現のためには、学習・スポーツ・文化施設の整備を図るとともに、地域や学習者のニーズに対応した施設の運営に努める必要があります。

市教育委員会は、施設の整備・充実を図るとともに、その効果的な活用や運営に努めます。

（1）生涯学習施設の整備

町村合併後、新たな生涯学習施設としては、公民館 1 館（加茂公民館）、図書館 1 館（加茂図書館）を設置しましたが、学習・スポーツ・文化施設には経年による施設の老朽化により、修繕を要するものも多くあります。市教育委員会は、施設維持上の緊急度などを考慮し、計画的で効率的な修繕に努めます。

また、「ラメール」「チェリヴァホール」「アスパル」「古代鉄歌謡館」など一定の規模をもつ文化・スポーツ施設の目的・機能・特徴を十分に発揮していくため、施設の整備・充実に努めます。

（2）地域（学習者）ニーズに対応した施設の運営

施設は、学習者のニーズに対応した利用しやすい施設運営が行われることも重要な要素です。市教育委員会は、開館日や利用時間の弾力化や、利用しやすい利用料金の設定などを検討し、地域の実状に沿った運営ができる仕組みづくりに努めます。

1 「学社連携」とは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら、協力しようとするものです。また、「学社融合」とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を前提とした上で、学習や活動の場など両者の要素を重ね合わせながら、一体となって子どもの教育に取り組んでいこうとする考え方です。

2 「地域づくり担当職員」とは、平成 22 年度から公民館が交流センターに移行することに伴い、地域自主組織の活動支援を行うために、市長・教育長の兼務発令により、各総合センターに配置された市の職員です。

3 「雲南市子ども朝から元気プロジェクト」とは、平成 18 年度に、文部科学省委託「子どもの生活リズム向上のための調査研究」の指定を受けて取り組んだ事業です。子どもの生活リズムの向上を図るため、児童生徒生活実態調査の実施や、生活リズムを意識したサマーキャンプや通学合宿、親子での料理教室、夏季休業中に市民バスに何回も乗車できる「きよるバス」などの取組を行いました。

4 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画で示された重要課題」とは、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V 感染者等、刑を終えて出所した人、その他（犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的指向に関する人権、ホームレスの人権等、北朝鮮当局によって拉致された被害者、性同一性障がい者に関する人権等）にかかわる人権問題のことです。この国内行動計画は、平成 9 年に公表され、これに従い関係府庁や地方自治体では、重要課題解決のための様々な教育・啓発活動が行われてきました。さらに平成 16 年には、国連において「人権教育のための国連 10 年」の後継計画である「人権教育のための世界計画」が決議され、人権という普遍的文化の構築に向けて、

人権教育・啓発に関する施策の一層の推進に努めていくこととされました。

- 5 「ピリオネア大学」とは、「歌えば心は億万長者」をキャッチフレーズに、本市加茂町を中心として活動を展開している市民参加型の歌劇団です。小学校低学年から高齢者までの市民が、「歌劇部」「舞台制作部」「ココメロ部」「ピリボングッズ開発部」「衣装部」の 5 つの部に所属し、毎年、自作の創作音楽劇を発表しています。
- 6 「体育指導委員」とは、市民にスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行うとともに、スポーツ振興の企画・コーディネーターとしての役割を担っており、市教育委員会が任命した 67 名が在籍しています。
- 7 「運動器」とは、身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称であり、筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動にかかわる様々な組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器です。また、「運動器の 10 年」とは、皆が運動器と運動の大切さを知り、そのケガ・故障・病気を減らしていこうという世界的な運動のことです。『『運動器の 10 年』日本委員会』とは、こうした運動を達成するため、運動器に関する教育・啓発活動や研究を行う組織です。
- 8 「クラブマネージャー」とは、総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う立場にある人のことを指します。クラブの財政状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況など、クラブ全体について把握している人のことです。
- 9 「アシスタントマネージャー」とは、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネージャーを補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする人のことです。